

## 総務委員会会議録

日時 令和7年12月16日(火) 開会時間 午前10時01分  
閉会時間 午後3時33分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 向山 憲稔  
副委員長 飯島 力男  
委員 藤本 好彦 桐原 正仁 渡辺 大喜 笠井 辰生  
名取 泰 志村 直毅

委員欠席者 望月 勝

### 説明のため出席した者

公安委員会委員長 飯室 元邦 警察本部長 仲村 健二  
警務部長 柴田 純 生活安全部長 佐藤 充 刑事部長 川口 守弘  
交通部長 今橋 敦 警備部長 岡部 正彦 理事 柏木 佳明  
首席監察官 進藤 明 総務室長 手塚 泰司 警察学校長 内藤 智  
警務部参事官 三浦 昇 生活安全部参事官 所 紀久男  
刑事部参事官 加藤 和弘 交通部参事官 田村 和哉  
警備部参事官 清水 高博 会計課長 手塚 芳仁  
サイバー犯罪対策課長 乙黒 大三 交通規制課長 戸澤 智和  
警備第二課長 海野 洋士 地域課長 三森 美保 組織犯罪対策課長 樋川 光亮  
運転免許課長 福島 直樹 保安課長 長畑 隆則 監察課長 萩原 健

高度政策推進局長 小林 徹 高度政策推進局次長 小林 孝恵  
高度政策推進局次長(秘書課長事務取扱) 鎌田 秀一  
高度政策推進局次長(広聴広報監事務取扱) 羽田 勝也  
政策調整グループ政策参事 小俣 滋  
高度政策企画イニシアチブ高度政策推進監 依田 清臣  
地域ブランドグループ地域ブランド戦略監 勝俣 秀文  
新価値・地域創造推進局長 斉藤 由美  
富士山未来・次世代交通統括官(次長事務取扱) 和泉 正剛  
山梨ブランド・国際戦略統括官(次長事務取扱) 眞田 健康  
知事政策補佐官 宮崎 和也  
新価値・地域創造推進局次長(新事業・チャレンジ推進課長事務取扱) 宮下 つかさ  
新価値・地域創造推進局技監 五味 勇樹 新価値・地域創造推進局技監 櫻田 学

山梨・富士山未来課長 栗田 研二  
国際戦略・自然首都圏推進課長 石田 幸司  
リニア・次世代交通推進課長 有須田 遥華 地域エネルギー推進課長 浅川 豪  
DX課長 堀内 由加子 統計調査課長 平賀 貴久子

人口減少危機対策本部事務局長 細田 尚子  
人口減少危機対策本部事務局次長（人口減少危機対策課長事務取扱） 河合 秀樹  
総合県民支援局長 小澤 清孝  
こども・次世代統括官（総合県民支援局理事兼職） 小澤 理恵  
総合県民支援局次長 篠原 孝男 総合県民支援局次長 中村 直樹  
男女共同参画・多様性推進課長 古屋 明子  
子育て・次世代サポート課長 小林 秀一 こども福祉課長 依田 勇人  
まなび支援課長 三科 吾諭子 働く人・働き方支援課長 奈良 知也  
県民生活支援課長 功刀 美奈子 パスポート室長 雨宮 康  
防災局長 河野 公紀 防災局次長 渡辺 一秀  
富士山火山防災監（火山防災対策室長事務取扱） 矢野 久  
防災危機管理課長 中嶋 正樹 消防保安課長 長坂 寿彦  
労働委員会事務局長 望月 等 労働委員会事務局次長 藤森 淳

総務部長 関口 龍海  
総務部次長（人事課長事務取扱） 三井 幸治 総務部次長 中村 隆宏  
働きやすい職場づくり支援室長 矢ノ下 健司 職員厚生課長 大沼 純一  
財政課長 岩間 勝宏 税務課長 森山 和紀 資産高度利用推進課長 瀧口 努  
庁舎管理室長 高山 尚己 行政法務課長 水上 和彦 市町村振興課長 清水 康太  
財政企画室長 天野 陽子 北富士演習場対策課長 渡辺 稔文  
会計管理者 入倉 由紀子 出納局次長（会計課長事務取扱） 清水 信一  
管理課長 石合 晃 工事検査課長 井出 明彦  
人事委員会事務局長 古屋 登土匡 人事委員会事務局次長 川崎 健司  
監査委員事務局長 保坂 一郎 監査委員事務局次長 村田 勝秀  
議会事務局次長（総務課長事務取扱） 加藤 栄佐

#### 議題（付託案件）

- 第102号 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び  
期末手当支給条例及び山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例中改正の件
- 第103号 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件
- 第104号 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関  
する条例中改正の件
- 第106号 山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等  
に関する条例中改正の件

- 第108号 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例及び山梨県一時保護施設に関する基準を定める条例中改正の件
- 第109号 山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例等中改正の件
- 第113号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第7号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの
- 第115号 令和7年度山梨県集中管理特別会計補正予算（第1号）
- 第118号 当せん金付証票発売の件

- 請願第5-8号 ガソリン税凍結、消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書の提出を求めることについて
- 請願第6-4号 山梨県上空で行われている米海兵隊の空中給油訓練に関することについて
- 請願第6-5号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願第5-8号、請願第6-4号、請願第6-5号については継続審査すべきものと決定した。

会議の概要 まず、委員会の審査順序について、警察本部関係、高度政策推進局、新価値・地域創造推進局関係、人口減少危機対策本部事務局、総合県民支援局、防災局、労働委員会事務局関係、総務部、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係の順に行うこととし、午前10時01分から午前10時31分まで警察本部関係、休憩を挟み、午前10時44分から午前11時57分まで高度政策推進局、新価値・地域創造推進局関係、休憩を挟み、午後1時から午後1時56分まで人口減少危機対策本部事務局、総合県民支援局、防災局、労働委員会事務局関係、休憩を挟み、最後に午後2時14分から午後3時33分まで総務部、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 警察本部関係

※第106号 山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第113号** 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第7号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの

質疑

（警察活動費の給与費分について）

名取委員 警の1ページの一般会計予算総括表のうち、補正額の欄の給与費分について、第2号の警察活動費の給与費分の欄が空欄になっておりますが、これは該当する職員の方がいらっしゃらないという理解でよろしいでしょうか。

手塚会計課長 今回の警察職員の給与費分につきましては、1の警察管理費に全て計上されておりました、ただいま委員がおっしゃった警察活動費の部分には該当しません。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

### ※所管事項

質疑

（電話詐欺抑制装置について）

名取委員 2点伺わせていただきます。

まず、電話詐欺抑制装置の活用事業についてです。先日の代表質問でも宮本議員が取り上げられていらっしゃいましたが、私も決算特別委員会の中で、この電話詐欺抑制装置の活用について質問させていただきました。

その中で、抑制装置を利用している世帯では電話詐欺の被害がゼロであったことなど、その効果が高いことの説明がありました。これまでも抑制装置の台数を増やしてきているとは聞いていますが、一方で電話詐欺の被害金額、また被害件数も前年同時期を上回っていると聞いていますので、一層の被害防止の取組が必要と考えます。

そこで、この抑制装置の台数を増やすことや貸出し期間を長くするなど、事業の拡充をすることも必要であると考えますが、所見を伺います。

所生活安全部参事官 委員から、この事業の拡大を検討してはという御質問をいただきましたが、電話詐欺抑制装置の貸出しについては、警察からの働きかけによるもののほか、自ら設置を希望する世帯への貸出しにも対応できているところであります。今後の情勢を踏まえ、

必要に応じて事業の拡大の可否を検討してまいります。

なお、貸出し期間の運用の見直しにつきましては、原則返却していただいておりますが、なお設置の継続希望をされる世帯は、自ら購入等をしていただく必要があります。また、警察では、公益財団法人全国防犯協会連合会と連携し、数に限りはありますが、装置を無償で配布している事業も実施しています。引き続き、必要に応じて関係団体と連携し、設置を希望する世帯の御負担にならないような配慮もしてまいります。

名取委員 周知をさらに広めて、効果について周知していけば、さらに希望者も増えることと思いますので、併せて検討に加えていただきたいと思います。

(熊の出没情報への対応について)

2点目です。熊の出没情報への対応についてお聞かせください。

今、県では、熊対策のパッケージを先日発表し、また年明けに向けて緊急銃猟のマニュアルを作成していると承知しています。それには当然警察本部も協力をいただいていると思います。ただ、12月に入っても熊の出没情報が相次いでおりますので、緊急銃猟待ちになっていないかという心配も県民から寄せられています。

そこで現状、県警察として、この熊の目撃情報が寄せられた際にはどのように対応していただいているのか伺いたしたいと思います。

所生活安全部参事官 県警察に熊の出没または目撃情報の通報があった場合は、1つ目は市町村への情報共有及び防災無線による注意喚起の依頼、2つ目は児童等の安全確保のため各市町村の教育委員会への情報共有、3つ目は登下校時間帯における見守り活動、4つ目は、緊急防犯情報として、ふじ君安心メール、Yahoo!防災速報を活用した注意喚起情報の発信、5つ目として、パトカーによる現場広報及び周辺警戒等を行っております。今後も、関係機関と連携しながら、県民の安全安心に万全を図ってまいります。

名取委員 今、手順を踏んで御説明いただきました。熊の出没現場の目撃情報があったところに、パトカーでまず駆けつけていただいて、そこで行うのは、県民の安全確保を最優先に行動していただいているという理解でいいでしょうか。

所生活安全部参事官 住民の安全確保に向け、最優先で警戒活動を含めた安全情報の発信等を行っているところでございます。

(表彰制度について)

藤本委員 県警察の表彰制度について伺います。

治安の維持に日々献身的に取り組んでおられる警察職員の努力や功績を適正に評価することは、警察職員一人一人の士気を高める上で非常に有効であり、組織全体の活力や県民の暮らしの安全と安心につながる重要な取組だと考えておりますので伺います。

事件や事故への迅速な対応はもちろん、地道なパトロール活動や住民との信頼関係の

構築など、日々の積み重ねが治安の安定を支えています。

こうした目に見えにくい仕事を正當に評価し、広くたたえることは、警察組織の誇りや使命感を高める上で大変重要だと考えます。さらに、日々危険と隣り合わせの職務環境にある警察職員にとって、公正で分かりやすい評価制度の存在は大きな励みになると考えます。

そこで、初めに県警察の表彰制度がどのようなものなのかお伺いいたします。

萩原監察課長 県警察では、各種事件検挙や飲酒運転をはじめとする悪質な交通違反の取締り等において、功労があった職員に対して適時適切に表彰を行っております。

委員御指摘のとおり、県警察といたしまして、これらの表彰を行うことが、警察職員の士気の向上に資するものと考えております。

藤本委員 表彰制度が士気の向上につながるということだったのですが、こうした観点から、表彰制度は単に功績をたたえるだけではなくて、職員の模範となる行動や優れた業務の具体例を広く示すことで、組織全体の士気の向上や職員のさらなる意欲の喚起にも大きく寄与するはずです。また、社会の変化や犯罪手口の複雑化により、従来の評価基準だけでは十分に捉えられない業務、貢献も増えてきていると感じます。

こうした点についてもしっかり評価し、表彰の対象に含める仕組みを更新し続けていくことが重要だと考えます。

さらに、表彰制度は個々の功績をたたえるだけではなくて、ほかの職員の皆さんの模範となるということと、組織全体の業務の改善、また効率化にも必ず結びつくはずです。日々変化する治安状況の中で、職員が安心して職務に専念できる環境づくりのためにも、多様な評価の在り方はとても大切だと考えます。

そこで、県警察の表彰制度について、具体的にどのような職員に対して表彰を行っているのかお伺いします。

あわせて、犯罪が起きる背景や要因が複雑化している社会の中で、これまで想定されていなかった事件、事案などに対しても、適正な評価、表彰が必要と考えますが、御所見をお伺いいたします。

萩原監察課長 まず、具体的にどのような職員に対して表彰を行っているかについては、先ほど説明したとおり、各種事件検挙等、功労があった職員に対して、適時適切に表彰を行っております。

2点目の、これまで想定されていなかった事案についてですが、近年の犯罪情勢を見ますと、サイバー犯罪や匿名流動型犯罪グループが関与する事件の発生があります。

県警察といたしましては、これらの新たな形態の事案に係る犯罪の捜査や抑止活動等において、功労があった職員に対しても適時適切に表彰を行っております。引き続き、委員御指摘のように、想定されていなかった事案が発生した場合においても、これらの事件の検挙活動等に功労があった職員に対し、積極的に表彰を行ってまいりたいと考えております。

藤本委員

県警察の表彰制度について、想定外の事件や事案についても、引き続き適切に評価し、表彰していく考えがあることが分かりました。

警察の職務は、事件や事故の捜査対応だけにとどまらずに、先ほども申し上げましたが、地域住民の安全や安心を日々支える様々な活動にも及んでいます。

一例として、交通安全指導、また防犯パトロール、住民との信頼関係づくり、犯罪抑止のための啓発活動など、目に見えにくい業務も数多くあり、こうした活動が県民の生活や治安の維持をしっかりと支えています。

一方で、こうした業務が現在の評価制度や表彰の対象として必ずしも認識されていないという部分も感じています。

そこで、事件捜査以外の業務、日々地道に活動している警察官、また県民の目には見えにくい業務に従事している警察職員に対しても、適切な評価がなされ、表彰を行うことが必要だと考えますが、このような職員に対しても、先ほどと少し重なる部分があると思いますが、しっかりと表彰が行われているのかお伺いします。

萩原監察課長

県警察におきましては、個別の事件の捜査において功労があった職員のほか、地域における防犯活動や交通事故抑止に係る活動や、会計業務等の警察活動の基盤を支えている職員に対しても、適時適切に表彰を行っております。

引き続き県民の安全安心を守るため、警察職員の士気高揚に資する、委員御指摘のような地道に活動している警察職員や、県民の目に見えない業務に従事している職員を含めて、表彰を積極的に行ってまいりたいと考えております。

藤本委員

答弁いただきました事件捜査以外の業務や県民の皆さんの目に見えにくい業務に従事する職員についても表彰が行われているということで安心しました。

警察職員は、何度もこれまで私が言ってきましたが、子供たちにとって憧れの職業であり、私の地元の職業体験の場でも、小学生が将来なりたい職業を絵に描いて展示した際に、最も多かったのがパトカーとともに警察の制服を着た人の絵でした。両親や親戚に警察職員がいれば、身近な憧れの存在として日頃から接することができますが、そうでない子供たちのほうが多い中で、日々地域で活躍する警察職員の姿そのものが、子供たちにとって将来の希望の象徴となっていることは大変意義深いことだと思います。こうした職員の努力や功績を正しく評価し表彰する制度は、組織全体の士気の向上につながるだけではなく、次の世代に警察という仕事の魅力や使命感を伝えていく上でも非常に重要だと考えます。ぜひ引き続き警察職員の皆さんの活躍に期待します。

(点滅信号機の撤去について)

桐原委員

私は、点滅信号機の撤去について伺います。これは、時代背景の中で標識の充実などによって、実際には2016年度ぐらいから点滅信号機の撤去も始まったと承知しております。

そんな中で、現在の山梨県内の点滅信号機の撤去状況と、また、撤去する順番や年間

幾つ撤去するのかなど、ルールがあると思うのですが、その基本方針について伺います。

戸澤交通規制課長 県警察では、交通の安全と円滑を図るため、必要性の高い場所に信号機の新設を進めておりますが、その一方で必要性の低下した信号機については、道路における危険防止やコストの合理化を図るため、撤去を検討するなど、持続可能な交通安全施設の整備を進めております。

信号機の撤去につきましては、交通環境の変化等により、信号機を設置している場所が警察庁による全国統一の信号機設置の指針における諸条件に該当しなくなったときは、積極的に検討することと通達されております。

具体例としましては、小学校の統廃合により通学路のルートから外れた、バイパス道路の新設などにより交通量が著しく減少した、一時停止標識で代替可能などがございます。

続きまして、計画的に行っているかということにつきましては、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害を防止するという警察の使命を継続的に果たすためには、実態に適合した交通規制を実施するための不断の見直し、コスト合理化のための交通安全施設等のストック管理及び必要性が低下した交通規制そのものの改廃を強力かつ持続的に推進することが不可欠であります。

こうした取組が着実に推進されるよう、警察本部及び警察署では、それぞれ推進体制を確立し、県内道路について、平素から交通量等の交通実態、通学路指定の有無、道路及び交通施設等の整備状況、交通事故発生状況等を調査し、これらを把握・分析し、実施されている交通規制の必要性を点検するなど、持続可能な交通規制を計画的に推進しております。

なお、撤去の検討時点におきまして、自治会等における代表者会議、付近住民の方への個別説明、回覧板の利用など、あらゆる機会を活用して地域住民の方々に周知を図っておりますが、引き続き地域住民の方々へ丁寧な説明を行い、理解を得た上で進めております。

桐原委員 今、地域住民への説明なども行っているというところまで答弁をいただきました。ちなみに、この地域住民への説明における住民の理解度や納得度というものについては、どのように検証、また課題として評価されているのかお尋ねをいたします。

戸澤交通規制課長 先ほど申しましたとおり、自治会等における代表者会議等の機会を捉えまして、一灯点滅式信号機であれば一時停止規制に関する優位性、例えば、信号倒壊のおそれがなく災害に強いであるとか、自発光高輝度化がなされている標識を使って規制が明確であるとか、そういったことを丁寧に説明しながら、しっかりと理解を得た上で撤去に進んでいるという状況であります。

桐原委員 県民生活に大きな影響を与える交通インフラの変更は、やはり影響が少なからずある

と思っています。地域住民の声を代表する県議会としても把握・関与が必要であると考えています。

現在、信号機の設置に関しては、地域からの要望であったりということで、県議会議員が関わる点が多々あると思うのですが、撤去について、県議会議員が情報を知る具体的な機会や手段はどのように設けられているのかお尋ねをいたします。

戸澤交通規制課長 信号の撤去につきましては、検討の段階から、先ほど申しましたとおり地域住民の方に説明しておりますが、やはり住民の方が不安に感じているところもございますし、そうしたところ県議会議員の皆様方にもできる限り相談をさせていただきながら進めていきたいと考えております。

桐原委員 私は、この点について、とても疑問に思っております。しっかりルールとして定めていただきたいと思っています。個別事案については差し控えますが、我々は地域の代表であります。住民説明会があるかないかについても、なかなか情報が伝わってこないという点については、ぜひ改善をしていただきまして、また議会への報告については、計画段階なのか、撤去の直前でもいいと思うのですが、そういうことについて、議長へ報告するのか、議会へ報告するのかという点について、ぜひルール化をしていただきたいと思いますが、その点についてお尋ねをいたします。

戸澤交通規制課長 これまでの撤去状況等も検証しながら検討してまいりたいと思います。

桐原委員 検討なのですか。その答弁はとても残念に思いますが、ぜひ一考いただきますようお願いしまして私の質問を終わります。

主な質疑等 高度政策推進局、新価値・地域創造推進局関係

※第113号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第7号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの

質疑

（公共交通網再編に向けた基本方針策定支援事業費について）

藤本委員 新4ページ、公共交通活性化総合対策事業費、マル臨の公共交通網再編に向けた基本方針策定支援事業費3,842万3,000円についてお聞きします。

私の地元では、昨年12月、リニア開業に向けたグランドビジョンに関する意見交換会が開かれ、知事からリニアとトラムによる新しい山梨の姿が示されました。その際、芦安地域の方から山岳観光の充実に関する要望も寄せられました。私自身、この構想は

移動手段の強化だけでなく、富士北麓地域はもちろん、南アルプス地域の発展にも大きく寄与するものと感じました。地域振興や山岳観光を考える上で、新しい交通システムや二次交通の充実は、地元南アルプス地域においても極めて有効だと考えています。

知事がこれまで再三述べられているように、リニアの開業効果を最大化するためには、リニア山梨県駅において利便性の向上、利用者数の増加、停車本数の増加という好循環を生み出すことが重要です。そのためには、富士トラムにより、山梨県駅と東の富士山、西の南アルプス山岳を直結させて、山梨県駅を富士山観光や南アルプス観光の新たな玄関口として位置づけて、多くの来訪者を取り込むとともに、県内二次交通の抜本的改革が不可欠です。県では、県内全域に利便性をもたらす公共交通網の再編に向けて、来年の秋頃を目途に基本方針を策定すると伺っています。

そこでまず、公共交通網再編に向けた基本方針策定支援事業費の目的についてお伺いいたします。

有須田リニア・次世代交通推進課長 県内では、人口減少や高齢化に伴う利用者の減少、運転手不足の深刻化などにより交通空白が広がっており、委員が今おっしゃったように観光客の移動のみならず、住民の生活にも大きな影響が生じております。

こうした課題を解決するため、県では富士トラムなどの次世代モビリティを活用した新たな交通網の構築を目指しております。この実現には、広域的な施策と各市町村における施策の一体的な推進が不可欠でありますので、市町村の意見を踏まえつつ、全県的な公共交通網再編の指針となる基本方針を策定する必要があります。本事業は、その基本方針策定に向けて必要となる調査検討を行うことを目的として実施するものでございます。

藤本委員 公共交通網再編の指針となる基本方針の策定に向けて、必要な調査、検討を行うことについては理解しました。

次に、公共交通網の再編に向けた現在の取組状況についてですが、県内の移動に関する課題は、交通空白地、運行本数の減少、高齢化の進展など、地域によって状況は様々だと考えます。特に本県は、渓谷や急斜面の道路、集落が点在している地域も多く、交通に関する悩みが地域ごとに異なっていると思います。こうした課題に対して、AIのオンデマンド交通や電動小型モビリティ、自動運転技術など、新しい移動手段の活用が期待されているところですが、その検討に当たっては、市町村、また交通事業者、そして地域住民との協力が欠かせないと考えます。そこで県では、今年度、様々な関係者と連携して、公共交通網の再編に取り組むため、公共交通網再編研究会を設立されたと承知していますが、その取組状況についてお伺いします。

有須田リニア・次世代交通推進課長 現在、県と全市町村からなる公共交通網再編研究会において、人流データの分析や市町村へのヒアリング内容を基に、リニア山梨県駅などの交通拠点や拠点間を結ぶ基幹路線の候補ルートを検討を進めているところでございます。

また、先日、市町村の抱える交通課題への具体的な対応策を議論するワーキンググ

ループを立ち上げました。その中で、市町村の担当者とともに、公共ライドシェアや自動運転タクシーなどの活用について、現在研究を進めているところでございます。

藤本委員

公共交通網の再編研究会での取組につきましては、分かりました。

最後に、今回、この当該予算3,842万3,000円の具体的な事業内容についてですが、この予算を使って県内全体の二次交通網の構築に向けて、どのような分析や調査を進めていかれるのか、事業の具体的中身についてお伺いします。

有須田リニア・次世代交通推進課長 今回の予算につきましては、基本方針の策定に向けて必要となる調査、検討を行うものであり、主に3つの内容を予定しております。

まず、人流データなどにに基づき選定した基幹路線の候補ルートにつきましては、富士トラムや路線バスなどによる最適な移動手段を比較検討します。次に、富士トラムが最適とされた基幹路線の候補ルートについては、道路や周辺設備の状況を踏まえて、富士トラムが走行を行う場合の技術的な課題を調査、整理します。

そして、基幹路線を有効に機能させるために、次世代モビリティの活用などを含めた地域内交通の在り方について検討します。これらの調査、検討を確実に進め、公共交通網再編に向けた基本方針の策定に取り組んでまいります。

藤本委員

公共交通は、御承知のとおり、県民の暮らしを支える大切な基盤であり、特に本県は山間部、中山間地域の多い地域を有しています。日々の生活そのものを支える存在だと考えます。次世代モビリティの導入や公共交通の再編は、決して簡単な挑戦ではありませんが、県が地域と力を合わせて取り組むことで、誰もが安心して移動できる未来につながるかと信じています。県のこうした前向きな取組を期待し、質問を終わります。

(総務管理費及び企画費の給与費分について)

名取委員

新の1ページで、まず伺います。一般会計予算総括表のうち、今回補正額の給与費分で、総務管理費、企画費について補正額がマイナスの計上となっておりますが、給与改定は全体的に引上げの中身だと承知していますが、ここでマイナスとなっている理由を教えてください。

栗田山梨・富士山未来課長 マイナスになっている原因ですが、我々、新価値・地域創造推進局は、昨年度、知事政策局から分かれて高度政策推進局と当局ができました。さらにDX課は昨年度まで独立した局で、今年度、我々の局に入ってきたわけですが、昨年度まで独立した組織であったため局長級、次長級の職員がいましたが、同じ局になったことで管理職の人数が減ったため、給与費が減っております。今回の給与改定で、改定分としては2,400万円ほど増えておりますが、昨年度の当初に比べて管理職が減った分が約2,300万円ほどあるため、トータルすると今回の補正額となる73万9,000円の増額で済んでいるという状況であります。

(公共交通網再編に向けた基本方針策定支援事業費について)

名取委員 新の4ページで伺います。先ほど藤本議員からもありました公共交通網再編に向けた基本方針策定支援事業費について、先ほど有須田課長から説明がありまして、その内容についてですが、トラムが一般道を走行する際の技術的課題を検討するという中身が含まれているとありましたが、その技術的課題はどのようなことが想定されるのでしょうか。

有須田リニア・次世代交通推進課長 まず、今年度の事業において、人流データの分析や市町村へのヒアリング内容を基として、基幹路線の候補ルートの検討を行っております。今回の補正事業においては、その基幹路線の候補として上がったルートについて、仮に富士トラムを走らせる場合に、こういった道路の規格が必要か、こういった運行体系が考えられるかなど、そういった技術的なことを考えていきたいと考えております。

名取委員 道路の規格について、トラムの車幅は現状の道路交通法上一般道を走行できない基準になっていると思うのですが、それを踏まえて道路の規格を検討していくということでしょうか。そのトラムの車幅は法的に問題ないと捉えて検討していくのでしょうか。そこを詳しく説明してください。

有須田リニア・次世代交通推進課長 トラムが実際に一般道を走る場合に、道路の幅だけではなくて、トラムがこういった規格であるべきなのかなど、法的な論点を整理したいと思っております。今時点で一般道をスムーズに走れるということは考えていませんので、実際に走らせる上での技術的な課題や法的な課題を整理したいと考えています。

名取委員 今回の時点では走れないという説明でした。今、トラムが走れないことは分かっているということは今後、道路の規格やトラムの車両の状況などを検討していったら、一般道の走行が無理だという判断をした場合は、今回の公共交通網の再編事業そのものの前提が崩れてしまうと思うのですが、そこはどのように考えていますか。

有須田リニア・次世代交通推進課長 先ほど御説明させていただいたように、我々の考え方としては、まず基幹路線の候補となるルートを選定した上で、そこについて富士トラムや路線バスなど、こういった交通手段で結ぶのが適切かをまず一番に考えたいと考えております。仮に富士トラムによって結ぶことが想定される路線、あるいは望ましい路線もあるかと考えられますので、その場合にはその路線を富士トラムが走る場合にこういった課題があるのか、そういったところを検討していきたいと考えております。

名取委員 ということは、富士トラムは前提にしていけないという理解でいいですか。

有須田リニア・次世代交通推進課長 富士トラムで走らせることが一番ではあるのですが、一方で全て富士トラムを走らせることを前提にしているわけではありません。ただ、富士トラムで走らせられる可能性がある路線については、しっかりと調査をした上で、どうい

う形であれば走らせられるかは研究したいと考えております。

和泉富士山未来・次世代交通統括官 今の答弁、補足でお答えします。

委員御指摘の富士トラム、これは今、中国の中国中車のARTをモデルとしているところでございますが、先日知事も述べましたように、これは一つの有力な選択肢として今考えておまして、併せて国内の道路法令にのっとったメーカーへの働きかけをしているところでございます。そういう状況でございますので、今の中国中車のARTありきということではございません。

名取委員 大分トラムのトーンが下がってきているという印象を受けるのですが、今回の検討は、場合によってはトラムが走れそうな路線もあるし、トラムではなくて、ほかの路線バスなどで対応する路線もあるし、そういうことを含んで検討していくものであると、そういうふうに聞こえたのですが、その検討の結果、トラムが採用されない、どの路線にも採用されない可能性もあるということでは理解していいですか。

有須田リニア・次世代交通推進課長 委員おっしゃったように、トラムだけではなくて、そのほかの路線バスなどを含む様々な交通手段の選択肢を視野に入れて、県全体の二次交通網の構築をしていきたいと考えておりますので、今回、トラムが一般道を実際に走るとなった場合の課題などをしっかりと調査した上で、トラムが走れる可能性をしっかりと探していきたいと考えています。

(リニア中央新幹線地域活性化事業費について)

名取委員 新の5ページ、リニア中央新幹線地域活性化事業費で、今回、指定管理料の増額改定ですけれども、給与費に関わって賃金の上昇分と説明がありました。この内訳についてですけれども、職員何人分になるのか伺いたいと思います。

有須田リニア・次世代交通推進課長 すみません、確認のお時間をいただいてもよろしいでしょうか。

(公共交通網再編に向けた基本方針策定支援事業費について)

志村委員 公共交通網再編に向けた基本方針策定支援事業費ということで、今回補正がかかっています。開会日の知事の提案理由説明の中の中国宜賓市にトラムの視察に行かれたという中で、このトラムに関連して基本方針のことにもお触れになっていたかと思うのですが、そもそも中国にトラムを視察に訪問された内容について、まずお聞きする前提として聞きたいのですが、日程や人数、どのような方がメンバーとして行かれたのか、内容についてまず教えていただけますでしょうか。

石田国際戦略・自然首都圏推進課長 宜賓市に行きましたのは、四川省との友好県省の40周年記念事業の一環として中国に訪問いたしました。そもそもの経緯としましては、四川省と山梨県の周年事業で、山梨県の訪問団が四川省を訪問するというところで調整をしております。

したが、それと並行してトラムも視察が可能だということが中国側から情報として伝わってまいりましたので、ばらばらに行くよりは同じ機会で訪問したほうが経済効率もよからうということで訪問した次第でございます。

訪問したメンバーとしましては、知事、それから新価値・地域推進創造局の眞田統括官、そして和泉統括官、そして秘書課、そして国際戦略・自然首都圏推進課のメンバー3名、あとは山梨・富士山未来課の担当2名、合わせて9名で訪問した次第でございます。

内容といたしましては、現地で実際にARTを使った交通システムが既に稼働しておりますので、その稼働している状況、それから実際に路線に乗ること、そしてその路線自体をコントロールしている管理センターで、どういうシステムでこの鉄道システム自体を運行しているのか、そのシステムの中身とそれから実際のオペレーション、どれくらいの職員でやっているのか、そういったところを見せていただいて、私たちの参考にさせていただいたということになっております。

志村委員

9人ということで、それ以外には同行している人はいませんね。今、視察の内容の具体的な項目を挙げてくださったのですけれども、所信表明では少人数低コストの運行管理を実現していると知事が話されていて、また他の道路交通とも共存していたというお話だったかと思うのですけれども、コスト面で低コストというのは、具体的にほかのモビリティと比較して、このぐらいのコストでやっているということ、その宜賓市のARTでは説明がなされていなかったか。

石田国際戦略・自然首都圏推進課長 具体的なほかの手段と比較して、数字でもって示されたということではございませんが、ほかのモビリティの運用にかかる人員と比べると、ARTは現場にいた職員が3人から4人、そして運転手もない自動運転が実現されているところから、明らかに人件費がかからないシステムであるという説明を受けましたので、私たちとしてはランニングコストについては、ほかのモビリティよりも明らかに低いものであると認識した次第でございます。

和泉富士山未来・次世代交通統括官 今回の答弁を少し修正させていただきます。自動運転は技術的に可能ですが、安全面の関係で、知事が乗った車両にも運転手は乗っておりました。

志村委員

低コストというのは、ランニングコストにおける人件費と理解をされているのでしょうか。トラム自体の運行にかかるコストという意味では、特に比較なり説明なりを受けているわけではないということでしょうか。

和泉富士山未来・次世代交通統括官 補足になりますが、人件費の面もございしますが、CRRC（中国中車）との視察乗車の後の懇談の中で、今、CRRCが鉄軌道のLRTは非常にコストがかさむということで、新規路線については全てゴムタイヤのARTに戦略として切り替えていると、そういった話も伺ったところでございます。

志村委員 直近に行かれたので、情報として非常に新鮮なものを得てきていると思いますので、そういうものを議会のほうにも情報提供していただけると、今後の議論も非常に深まっていくかなと思います。

ネットなどで見ると、昨年時点での宜賓市でARTが運行を開始したという内容が出ていて、そういう中で35メガパスカル水素貯蔵システムというものを採用しているということで、車でいうと未来は70メガパスカルとか、それから普通はもう少し圧力の違うものとかということがあるかと思うのですけれども、例えば水素、燃料電池を活用するといった場合に、こういうものが一体全体どれくらいかかっているのかということと、それから現行の例えばEVの路線バスなどのモビリティとしてのコスト、そういうものの比較というのも、今後基本方針を検討していく上でも、またトラムを検討していく上でも、私たちも情報としてぜひお示ししていただけると助かると思うのですけれども、もし今の時点でその辺りのところにまだ何か追加して御答弁いただける材料があればお聞きしたいのですけれども、いかがでしょうか。

栗田山梨・富士山未来課長 今、動力源について聞かれましたが、昨年度実施したトラムの調査検討結果でも、水素EVの場合を試算しておりますが、今ある数字としてはそれが最新の数字となっております。

志村委員 事前の情報としてそういったところを踏まえて、基本方針を策定するということに入っていきたいのですけれども、そもそも地域公共交通計画というのがあって、これもまだ新しいので、トラムも含めた内容で計画を見直していくことを今後取り組んでいくことになるだろうというのは、前回の委員会審査のときにもお聞きしたのですけれども、今までこのような、例えば地域公共交通計画を策定する前の段階で基本方針を策定するということは、山梨県において事例があるのでしょうか。

有須田リニア・次世代交通推進課長 現在の公共交通網基本計画については、令和6年の3月に策定しております。御質問の今まで計画策定の前に基本方針を策定したことがあったかという点ですが、そちらについては今回初めてとなっております。初めて行う趣旨としましては、やはり富士トラムという新しいモビリティを検討するに当たって、ある程度時間が必要であり、また市町村をはじめとする幅広い関係者の合意を得ながら、いろいろと検討していかなければならない点がありますので、そういったところで市町村と一緒に統一的に公共交通網の再編に向けて取り組んでいくために、今回基本方針を策定したいと考えているところでございます。

志村委員 先ほど名取委員の質疑の中で、トラム前提というわけではないというお話もあったかと思うのですけれども、今のお話だとトラムありきで地域の公共交通の再編をしようとも受け止められるわけですけれども、そのために基本方針の策定が必要だと、市町村も含めた検討が必要だということになっているのではないかと思いますので、認識

としてはそれでいいですか。富士トラムがなければ、そもそも基本方針の策定自体もやらないということですか。

有須田リニア・次世代交通推進課長 富士トラムに限らず、最近、次世代モビリティの技術の進展が進んでいるところですので、そういった幅広い交通手段の可能性を幅広く検討しながら、市町村と連携して進めていくために、今回、基本方針を策定するものでございます。

今回は富士トラムがまず可能なのか、こういった課題があるのかなど、そういったところの調査にかなり時間が必要かとは考えております。時間や関係者との調整が必要と考えておりますが、一方で委員おっしゃるように、富士トラムありきでやろうとしているというよりは、富士トラムを念頭に置きつつ、富士トラムでは難しい場所については既存の路線バスや次世代モビリティをどのように活用するかなど、そういったところをしっかりと時間をかけて検討しながら進めていきたいと考えております。

志村委員 今の御説明が、富士トラムが前提と聞こえますが、富士トラムが使えないところはほかのモビリティをとすることは、富士トラムが前提というふうには、どうしても受け止めざるを得ないと一応指摘しておきます。そういう意味で富士トラムを導入した場合の課題は、先ほど道路の幅もありましたけれど、それ以外に現時点でどのような課題があると御認識ですか。

有須田リニア・次世代交通推進課長 具体的な課題の内容については、今年度、基幹路線の候補ルートをピックアップする予定ですので、その具体的なルートに即して考えていく必要があると思っております。一般的には、曲がり角や、どのくらい開けた場所なのかなど、そういったところは課題にはなり得るかと思っておりますが、具体的な内容については、基幹路線の候補ルートがピックアップされた段階で、個別に検討していきたいと考えております。

志村委員 知事は所信表明の中で、早期のデモ走行も含めて、やっぱりトラムについて知っていただきたいという意思表示もされていたのですけれども、この基本方針の策定と並行して、トラムのデモ走行を予定していくのか、来年度、早い段階でそういったことを実際にやっていくのかどうか、今のところどのようにお考えでしょうか。

栗田山梨・富士山未来課長 デモ走行については、今、実施の可否や時期、方法について検討中でございます。いずれ、我々としても、できるだけ早い時期にとは考えておりますけれども、まだ具体的にいつというところまではお答えすることはできません。

志村委員 基本方針を策定しながら並行してデモ走行をされるにしても、車体が国内で製造していない以上は、多分中国で実用化しているもの以外にないだろうと思う。そうすると、それを借りてくるにしても、またそれを輸送するにしても、非常に困難が伴うと思いますので、その辺りのところはある程度早めに行けるような形で進めていただければいいと思う。

ありがたいと思います。

公共交通網再編というところで、やっぱり基本的な認識として公共交通網再編を必要とするその理由、要は公共交通に求められている機能というのは何だと認識されているのでしょうか。

有須田リニア・次世代交通推進課長 冒頭申し上げましたように、今県内の交通状況というのは、利用者が減りバスの便などが減ってしまって、さらに使い勝手が悪くなって、また利用者が減るといふ悪循環に陥ってしまっている面もあります。

また、日中は交通手段があっても、夜になるとなかなか移動の足がつかまらない、そういった地域的・時間的な交通空白が生じている状況があります。公共交通網の再編によって、基幹路線をつなぎ、さらにその先の地域内交通をつなぐことで、県内を移動したいと思う方が、どこからどこまででもシームレスにスムーズに移動できるようにすることが一番の意義だと考えております。

志村委員

このぐらいにしたいと思えますけれども、私が心配しているのは、機能よりもトラムありきになっていないかを常に見つめ直してほしいということです。コストや課題、また将来的なインフラとして、例えばトラムを利用した場合に、果たしてその機能を代替することにつながるのかどうか。今の公共交通が機能として不十分であれば、それはトラムを用いてやると機能がよくなる、あるいは今の機能が整っていない状況が改善されるという回答が一つしかないとはなかなか感じられない。やっぱりリニアからラストワンマイルの部分をつなぐルートをつなぐのをトラムでないと結べないのか、問い続けてほしいです。

なぜかという、一例を挙げると、今、河口湖の駅は、バスが富士急行線の鉄道よりもたくさんの人を運んでいます。1日に最低でも200便は発着しています。これは河口湖駅が4,500人ぐらいの1日の乗降客数ですけど、多分高速バスと路線バスと観光の周遊バス、全部合わせたら河口湖駅だけで1万人ぐらい土曜、日曜、本当に繁忙期は、この12月でも人を運んでいます。

そういうところに、果たして機能として何が必要かといったときに、今よりも効率的に、あるいは人の足を物流も含めて機能が最大限にできるように、どのように便数を増やすとか、どのようにダイヤを組むとか、そういうことをまず考えていく。これは観光の側面が大きいですけど、でも日常生活の足も含めると、果たしてその基幹ルートにトラムを入れることで全て解決するとは、ちょっと思えない。

だから、先ほどはそういうものができると、リニアの駅と富士山観光と南アルプスという例もありましたけれど、あまりバラ色先行の話になると、県民の方々に誤った情報を提供することにもなりかねないという危惧があるので、毎回毎回こうやって私もトラムに関しては質疑をさせていただいています。そういうことで慎重に検討していただきたいと申し添えて、最後に私のこの考え方について、もし御見解等いただけるのであれば答弁をお願いして終わりたいと思います。

有須田リニア・次世代交通推進課長 今回の12月補正の事業の中では、ピックアップしたその基幹路

線につきまして、トラムで行くのがいいのか、それとも既存の路線バスをどのように拡充していくのがいいのか、そういった比較検討をまず行った上で、トラムが望ましいのではないかとされるルートに関して、個別に技術的な課題などの検討を行っていくという流れで進めていきたいと思えます。

今御指摘いただいた富士トラムありきではなくて、機能をしっかりと考慮しながら進めてほしいという点につきましては、もちろんその事業の中でも、やはり利用者の方に使っていただけるような公共交通網でないと意味がないと思えますので、その点はしっかりと踏まえた上で事業を進めていきたいと思えます。

(リニア中央新幹線地域活性化事業費について)

向山委員長 名取委員からの質問の回答はいかがでしょうか。

有須田リニア・次世代交通推進課長 先ほどのリニア見学センターの指定管理料の件ですが、確認しましたところ、職員24名分の給与改定になります。

#### 討論

名取委員 私は説明や質疑がありました、一般会計の補正予算の中で公共交通活性化総合対策事業費、再編に向けた基本方針策定支援事業費について、反対したいと思います。

先ほどの質疑の中で、トラムを前提にしないのかと質問しましたがけれども、結局トラムの活用を検討していくと答弁がありました。知事が所信で述べている様子からは、大分トーンが下がっているとは思いますが、否定はされませんでした。トラムが自動車道を走行できるか、これは法令上も、また技術的にもいまだに検証がされておりません。それに伴う付帯施設や道路改良などに伴う事業規模についても示されておりません。

また、トラムの車両自体をどうやって入手するのかも定かではありません。そのような段階で、トラムを前提とした公共交通の計画を立てていくということ自体に、これだけの事業費を費やすということは、事業費の執行として不適切と考えますので、補正予算に反対をするものです。

藤本委員 私はこの補正予算案に賛成しております。先ほど出ました国際水素サミットの開催についても、水素エネルギーをめぐる国内外の動向、また先進的な取組を共有し、本県の産業振興や将来の成長分野の創出につながる上で意義のある事業だと考えます。また、先ほどの公共交通活性化総合対策事業費についても、公共交通は委員の皆様御承知のとおり、県民の暮らしを支える大切な基盤であり、特に本県は山間部・中山間地域が多い土地柄ですし、日々の生活には欠かせないと考えます。

今回の予算を活用して、県内全域の二次交通の充実、リニア開業に向けた富士トラムなど、新しい交通ネットワークの整備を進めることは、地域振興や観光の活性化にも寄与し、そしてまた次世代モビリティの導入、AIデマンド交通など、新しい取組を県と市町村、そして地域の住民の皆さんが一緒になって進めていくことで、誰もが安心し

て移動できる社会につながると信じています。また、その前提としての基本方針の策定を県として進めていくという説明がありました。

さらに、今回、リニアの見学センターは、県民の皆さんが観光客にリニアの魅力を伝える大切な施設であり、安全で快適な運営には委託事業者の協力が欠かせないと考えます。そこで、今回の増額も、必要な人員、設備を確保し、質の高い運営を続けるためのものだと考えています。

こうした理由から、今回の補正予算案には、県民の暮らしや地域の発展にとってとても意義のある取組だと信じていますので、私は本補正予算案に賛成の立場としたいと思います。

採決 採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決定した。

## ※所管事項

質疑

(富士トラム構想について)

名取委員 富士トラム構想について伺います。

県は、12月2日に東急株式会社と包括連携協定を締結したと報じられております。その際、協定に記載のない富士トラム構想についても、東急側から協力の意向が示され、知事も期待を表明したとの報道がありました。この協定の内容以外でのこうしたやり取りについて、適切であったのかどうか伺います。

小俣政策調整グループ政策参事 本年8月に山梨・富士山未来課におきまして、富士トラムネットワーク構想及び基本計画策定支援業務の契約を締結いたしました。その後、当該事業について共同作業を進める中で、東急株式会社が鉄道分野、交通分野以外の地域の諸課題の解決においても幅広いノウハウを有しているとの認識が庁内で共有されたところでございます。

同社と幅広い連携関係を構築することが、本県にとって有益と判断し協定を締結したものでございまして、富士トラムの業務と本協定自体については直接関係しているものではございません。

名取委員 今、答弁の中で、8月に富士トラムネットワーク構想基本計画策定業務を締結したとあったのですけれど、相手方が東急さんということによろしいですか。

小俣政策調整グループ政策参事 契約の相手方は、東急株式会社でございます。

名取委員 それで先ほどの今回の包括連携協定は、トラム構想の基本計画の策定業務とは関係ない、別のことだという説明があったと思うのですけれど、別のものであるなら、包括連携協定の締結式で、先ほど説明したような東急さんとのやり取りでトラム構想というこ

とが出てくること自体がおかしいと思うのですが。

小俣政策調整グループ政策参事 当該協定につきましては、連携事項といたしまして、県の魅力発信及び観光促進に関する事、県内におけるまちづくりに関する事、関係人口の拡大に関する事3点の連携項目を示した上で協定を締結しております。

一部報道では、富士トラム構想の策定支援など出ていますが、あくまでも連携協定自体は、この3分野で連携を促進するものとしています。

名取委員 では、その包括連携協定の締結式の際にトラムの話題が出たということは、8月のこの基本計画策定業務に関わってトラムについても協力していきますという発言があったという理解でいいですか。

小俣政策調整グループ政策参事 あくまでも協定の内容につきましては、先ほど答弁申し上げました3項目についてございまして、その協定締結の際の話題の中ではトラムの話も出ていたものとは承知しております。

名取委員 トラムについて話題はあってもいいと思うのです。私だっていろいろなところでトラムの話をしています。ただ、場所が包括連携協定の締結式の場所で、しかも東急さんから富士トラムについても協力していく旨の発言があったわけでしょう。富士トラムは、包括連携協定の内容に入っていないということはおっしゃっているわけですから、そういう場でトラムについての協力の話が出ること自体が問題なかったのかということを知っているの、その点について答弁してください。

小俣政策調整グループ政策参事 一部報道では、富士トラムの構想策定支援という今回の協定締結の記事に合わせて出ているところがございますが、承知しておりますのは、当日の質疑応答の中で、新聞社から富士トラムの策定支援について協力していくのかということをお問われたときに、連携協定の中に入っておりませんということは、東急のほうははっきり申しております。

名取委員 報道ベースで、私も直接その場にいたわけではないので、これ以上言いませんけれど、協定には書かれていないトラム構想についても、一応8月の時点で基本計画の策定業務を随契で東急さんが受けていたという経過がある下で、トラムについても協力していくという発言があってもいいかと思うのですけれど、ただその協定の締結式ということが少し気になったところです。

では次にお聞きしますが、今説明のあった富士トラムネットワーク構想の基本策定業務の契約期間はいつまでですか。

栗田山梨・富士山未来課長 契約期間は今年度末の3月31日となっております。

名取委員           ではもう一方の包括連携協定の期間はいつまでですか。

小俣政策調整グループ政策参事   協定の有効期間につきましては、協定の締結の日である12月2日から2年間となっております。

名取委員           そうなりますと、東急が富士トラムについて協力していくということについては、この短いほうの基本計画の策定業務の委託期間である今年度の中に限られるということではないですか。

栗田山梨・富士山未来課長   そのとおりでございます。

名取委員           先ほど補正予算の中で公共交通網の再編に向けた基本方針策定支援業務との関係について、先ほど指摘した8月に東急さんと交わしたこの基本計画策定業務と、先ほど補正予算にあった基本方針策定支援業務との関連はどうなっているのでしょうか。

栗田山梨・富士山未来課長   我々が現在策定作業を進めているネットワーク構想及び基本計画についてですが、ネットワーク構想は、富士山及び山梨県内への富士トラムの導入を通じた将来的な山梨のあるべき姿を打ち出していくものであり、基本計画は、富士トラムを先行して運行する富士山の麓から5合目までについて、必要な車両数や施設等を整理して打ち出していくものでありますが、これらは今回作成する公共交通再編のための基本方針とも連携しながら取組を進めていきたいと考えています。

名取委員           今、麓から5合目までをネットワーク構想の基本計画策定業務で見ているという説明だったのですけれど、この策定業務の仕様書の中では、委託業務内容で5合目までのことはありますけれど、最後にリニア山梨県駅から県内主要拠点までの延伸というのが書かれているので、それは重複しているじゃないですか。

栗田山梨・富士山未来課長   説明が不足していたとしたら申し訳ありません。ネットワーク構想については、麓から富士山だけではなく、麓からリニア駅、そしてリニア駅から県内各地で実現すべき価値をその中で示していきたいと考えております。そのため、一部の区間だけではなく、県内全域を対象としてネットワーク構想を作成していきたいと考えております。

名取委員           そうすると、さっき有須田課長のほうで補正予算の説明で、そのトラムが走行可能かどうかの検証をしていくという説明もあったのですが、その事業をこれから業務委託するのでどこが受けるか分かりませんが、違う事業者が検証して、いや走行は難しいよという結論を出した場合に、仮に東急さんは走行できますよと、そういう違う事業者が延伸部分について異なる検証をしてしまうということは起きないのですか。

栗田山梨・富士山未来課長 今、東急に委託して作成しておりますネットワーク構想については、どこそこが通行できるかどうかまで細かい調査・検討はせず、構想ですので、いわゆるトラムによって県内にどのような価値を生み出していくのかを明確にしていくものであります。今、委員がおっしゃられたネットワーク構想とリニアのほうでつくる事業計画で違う検証をしてしまうのではないかという点については、あくまで構想ですので、そこまで具体的に通行できるかどうかまでは示すものではないため、そのようなことは生じないと考えております。

名取委員 最後になりますけど、今の答弁で、東急さんは実際にトラムが走行できるかどうかまでは検証しないという答弁だったと思うのですが、実際に走行できるかどうか分からない段階で、構想そのものも立てるっておかしいではないですか。構想を立てたけれど、実際は走れませんでしたでは本末転倒ですよ。事業の組立てとして、先ほどの公共交通との整合性もそうですけれど、ちぐはぐしすぎだと思うので、最後に見解を伺いたいと思います。

栗田山梨・富士山未来課長 繰り返しの答弁になりますが、ネットワーク構想については、いかに山梨県内にそういった価値を提供していくのか、方向性を示すものと考えています。

(四川省の友好記念行事について)

志村委員 中国四川省の訪問について少しお聞きしたいのですが、トラムのほうはもうさっきお聞きしましたけれど、中国四川省訪問について、知事の配偶者の方も同行されたと聞き及んでいますけれども、どのような身分、また理由で同行されたのかをまず教えてください。

石田国際戦略・自然首都圏推進課長 四川省の友好記念行事の中で、四川省のほうからも、中国においても女性活躍ということが非常に大きな社会的課題となっているため、日本において様々な立場の女性の方の意見を聞きたいということでワークショップを開催しようという申出がございました。

その中で、山梨県としましては、まず女性で会社を経営している方、あとは女性の管理職として実際に社会で活躍している方々の参加を募り、手が挙げた民間の女性社員の方とともに訪問したという経緯になっております。

それで、知事の配偶者につきましては、四川省側からの申出が急だったということもあるのですが、女性で実際に会社を経営している方が県内あまり多くなかったものですので、会社経営者の立場として女性活躍の意見を申し述べるために四川省とのワークショップに臨んでいただいたと、こういった経緯になっております。

志村委員 こちら側から行かれた女性の経営者の方などは、どれぐらいいらっしやって、行程としては、こちらからは県議会議員も行ってはいますが、そういう方とは別な行程ということですか。その辺りをもう少し説明をお願いします。

石田国際戦略・自然首都圏推進課長 女性ワークショップに参加したメンバーとしては、今申し上げたように会社経営者、そして、県内で管理職として活躍している女性管理職2名、そして、県庁の女性職員2名、この5名でワークショップに参加いたしました。行程としましては基本的に女性のワークショップに参加した後、四川省と山梨県のMOU締結式、40周年を記念した記念式典に出席をして帰国するという行程で四川省に行っていました。

志村委員 知事の配偶者は式典等にも参加をされているかと思えますけれども、相手方の四川省も、その責任者の方は配偶者が御同行されて出席をされていたのでしょうか。

石田国際戦略・自然首都圏推進課長 四川省長は女性でございます、その式典に配偶者の方の出席はございませんでした。

志村委員 自治体外交での首長の配偶者の取扱いというのは、別に何か取決めがあるわけでもなからうと思えますし、相手方のリクエストもあるかと思うのですが、今回のその四川省の訪問で、知事の配偶者は役割を果たされたという認識でよろしいのでしょうか。

石田国際戦略・自然首都圏推進課長 このたび、現地で行われたワークショップでは、やはり日本の社会とは大分違う社会状況の中でも、女性の活躍を国として、そして、省として推進していこうという取組が十分意見として引き出されたものでございます。今後はこのような蓄積した意見を県政に反映するために共有したり、それから、広く県内事業者、県民にも情報発信をしていこうと考えているところでございますので、今回の出張につきましては大いに目的を果たせたと考えております。

志村委員 女性の経営者の方々等、知事の配偶者も含めて、四川省に行くための際の費用負担というのはどのようにされたのでしょうか。

石田国際戦略・自然首都圏推進課長 今回、この女性ワークショップに限らず、学生、そして、文化交流団体も含めて四川省に訪問しております。そこの費用負担につきましては、県からは一定額の補助金を支払って、基本的には個人負担と合わせて訪問団を形成するという手法をとっております。

志村委員 その一定額の補助金を支給ということですが、その際の取扱いの規定はあるのでしょうか。

石田国際戦略・自然首都圏推進課長 実施要綱を設けて参加者を公募するという手続で行っております。

志村委員 では、その実施要綱と実際にかかった経費、費用負担も含めて、その資料を請求した

いと思いますので、お取り計らいをお願いします。提出は今ではなくて、後でいいです。

向山委員長 各委員に申し上げます。

ただいま志村委員から要求のありました資料につきましては、委員会として執行部に要求してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

向山委員長 執行部に申し上げます。ただいま志村委員から要求のありました資料につきましては、どのぐらいかかりますか。

石田国際戦略・自然首都圏推進課長 速やかに提出します。

向山委員長 では本日の委員会終了までに御提出いただければと思います。よろしくをお願いします。

志村委員 宿泊についてですけれども、知事と配偶者の方はスイートルームに宿泊されたと仄聞しているのですが、これは事実かどうか、リクエストなのかどうか、お願いします。

石田国際戦略・自然首都圏推進課長 スイートルームという言い方かどうかというのはホテルによって異なるのですが、基本的に知事と配偶者は同室で宿泊をするということと、それから、部屋の使用につきましては、行事がかなり多いものでございますので、部屋での担当者とのミーティングができるような十分なスペースを確保した部屋で宿泊をしたということでございます。

志村委員 その宿泊の際の規定みたいなもの、職員の方や特別職、知事や副知事などで違うかもしれないですけど、そういう場合の規定もございませうか。

石田国際戦略・自然首都圏推進課長 宿泊につきましては、特にこういう部屋を使うものだと明示した規定はございません。海外出張の際には、繰り返し申し上げますが、相手側のリクエスト、それから、現地の治安、そしてあとは現地で行事を行うに当たりまして、打合せができる十分なスペースが確保できる、この観点から部屋を選定して手配をしているところでございます。

※主な質疑等 人口減少危機対策本部事務局、総合県民支援局、防災局、労働委員会事務局関係

※第108号 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例及び山梨県一時保護施設に関する基準を定める条例中改正の件

質疑

名取委員　　まず、説明資料の条例改正の背景等の中の乳児院について、今回、この乳児院の長等の任用要件に、こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者が追加されたということで説明がありましたが、これまではどのような資格者が任用要件になっていたのか伺います。

依田こども福祉課長　施設の種別によってそれぞれ異なりますけれども、例えば、乳児院の長であれば、医師や社会福祉士、あるいは同種の施設の3年以上の勤務経験など、様々な資格要件がございます。

名取委員　　今回、こども家庭ソーシャルワーカーが任用要件に加わったということで、これはどのような効果が期待されるのでしょうか。

依田こども福祉課長　こども家庭ソーシャルワーカーですけれども、子供家庭福祉に関する専門的なカリキュラムを修了した者が認定されるということで、施設に配置される職員の資質の向上、専門性の確保に資するものといった点で効果があるかと思っております。

名取委員　　次に、児童自立支援施設ですけれども、こちらは新たに精神保健福祉士の資格を有する者が任用要件に加わるという説明でしたが、精神保健福祉士の資格を有する方が追加されることによって、どのような効果が期待されるのか伺います。

依田こども福祉課長　精神保健福祉士の追加をさせていただきますが、児童自立支援施設に入所している子供は、被虐待経験のある子供や障害等のある子供が多くなっておりまして、こうした子供の状況に応じた適切な生活環境の調整を行うソーシャルワークが必要とされている中で、精神保健福祉士の資格を有する方は高い専門性を有しているということで、生活環境の調整等に効果があるかと思っております。

討論　　なし

採決　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第109号　山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例等中改正の件**

質疑

名取委員　　これまで国家戦略特別区域で制度化されていた地域限定保育士制度が一般制度化されたという説明でした。現状、本県では、この地域限定保育士の方はいらっしゃるの

しょうか。

小林子育て・次世代サポート課長 山梨県におきましては、地域限定保育士はおりません。全国で神奈川県と大阪府と沖縄県の3府県が、この国家戦略特別区域でございます。

名取委員 条例改正により、どのようなことが今後想定されるのか。例えば、今御説明があった、既に地域限定保育士の方がいらっしゃる府県から、県内にそういった地域限定保育士の方が移住して勤務することができるようになるのか、また、県内で地域限定保育士の資格を取ることが可能になるのか、その点を教えてください。

小林子育て・次世代サポート課長 地域限定保育士につきましては、県で実施する地域限定保育士試験に合格した方が、その試験を行った県内に限って3年間まず勤務ができるというものでございます。ですので、今先行している神奈川県等の方が3年経過をした後に、本県の保育施設に来られるということは可能性としてはございます。

なお、全国的に保育士試験は年2回行っていまして、今後、本県でこの地域限定保育士試験をするかどうかという部分につきましては、受験者の需要があるかどうかという部分もありますし、保育士の質をどう担保するかという課題もございます。

したがって、先行している他県の状況を伺ったり、それから、保育の関係団体等の意見も伺いながら、本県での導入の必要性について検討してまいります。

## 討論

名取委員 私は、第109号山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例等の一部を改正する条例に対して反対の立場で討論します。

この条例改正は、地域限定保育士についても認定こども園等での勤務を可能にする内容です。地域限定保育士は、保育士不足を理由に資格取得のハードルを下げ、担い手を増やそうという目的で設けられた制度ですが、保育士不足の解決のために必要なのは、資格取得の緩和ではなく、保育士の抜本的な処遇改善を柱とした、その仕事の価値と魅力を高めることだと考えます。

条例改正により国家戦略特区内で実施されてきた実技試験の省略など、保育士資格の規制緩和を山梨県内にも広げることになりかねません。むしろ保育士の専門性を尊重せず処遇改善を求める流れにも逆行する可能性があることから反対したいと思います。

藤本委員 ただいまの109号議案の山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例等の一部改正する条例に賛成の立場から発言いたします。

本条例改正は、国の制度改正や社会環境の変化を踏まえ、認定こども園の運営に係る要件を適切に見直すものだと考えます。今後、保育と教育の質の確保とともに多様なニーズに柔軟に対応できる体制の整備が期待されます。子供と保護者が安心して利用できる環境づくりを進める観点からも、本改正に賛成したいと思います。

採決 採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第113号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第7号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの**

質疑

（総務費の給与費分について）

名取委員 人口の1ページで伺います。説明いただいたものを私が聞き漏らしていたら申し訳ありませんが、給与費分が1,600万円ほど減額になっているということで、今回賃金を引き上げる改定に伴っていると思うのですが、なぜ減っているのか教えてください。

河合人口減少危機対策本部事務局次長 こちらにつきましては、給与勧告分の増もございしますが、昨年度の10月1日現在の現員同士で比較しておりまして、令和7年度につきましては組織改編によりまして管理職が2名減っております。職員は全体で14名から12名に減っておりますが、この職員構成の違いによりまして減額となっております。

（子育て世帯住宅取得支援事業費補助金について）

名取委員 次に、県民の3ページで伺います。子育て世帯住宅取得支援事業費補助金ですが、市町村からの申請実績に応じて、必要件数分を増額したという説明がありましたが、今年度のこれまでの実績について、どうなっているのか教えてください。

小林子育て・次世代サポート課長 この補助金は今年度から始めた補助金でございます。今年度につきましては、当初、5市町村の活用希望がございまして、それに基づきまして予算を組んだところでございます。

その後、再度照会したところ、15市町村から活用希望がございましたので、今回補正予算を計上したところでございます。

名取委員 当初の市町村よりも実際に活用したいという希望が増えたということは、それぞれの新たに増えた部分というのは、今年度、この県の事業を通じて住宅取得の支援を新たに始めた市町村が増えたという理解でいいでしょうか。

小林子育て・次世代サポート課長 おっしゃるとおりでございまして、今年度、途中から新たに希望する市町村が増えたところでございます。

（ドローンを活用した災害物資輸送調査費補助金について）

飯島（力）副委員長 課別説明書、防の2ページ、マル臨のドローンを活用した災害物資輸送調査費補助金につきまして、お聞きします。

先日、青森県東方沖を震源とする地震が発生しました。気象庁からは、後発地震注意情報が運用開始後初めて発表され、新たな大規模地震の発生可能性が平常時に相対的に高まっていると考えられます。

この発表に、私は昨年8月に南海トラフ地震臨時情報が発表されたことが思い出され、大規模災害に対する備えを進めていかなければならないことを改めて感じたところであります。

そこでお聞きします。今回、ドローンを活用した災害物資輸送調査費補助金が計上されておりますが、この補助金の詳細な内容について伺います。

中嶋防災危機管理課長 国におきまして、災害時にドローンを活用した緊急支援物資の輸送体制を確保するために、地方自治体と連携しまして、物資輸送体制の構築に向けて、ドローンの飛行ルートや配送拠点の整備、実際にドローンを飛行させる輸送訓練の実施など、基盤整備を進める民間事業者に対しまして、事業費の2分の1を国が補助いたします。

さらに、県と市町村が共同して、民間事業者に対しまして、それぞれの事業費の6分の1を補助し、国、県、市町村の合計で6分の5を補助するものであります。

飯島（力）副委員長 国や市町村との協調で助成する制度であるとのことですが、県が助成する理由について伺います。

中嶋防災危機管理課長 災害時に、孤立集落へ迅速に支援物資を供給できる体制を構築することは、県全体の緊急支援物資輸送体制の強化に直結するものでございます。特に、ドローンを活用した輸送ルートの整備につきましては、道路の寸断など、従来の輸送手段が困難な状況において有効な手段でありまして、県としても防災・減災の観点から重要な取組だと考えております。

そのため、県は関係市町村と連携いたしまして、協定事業者によるドローン飛行、ルート構築等に対しまして助成を行うことで、災害対応力の向上に結びつけていきたいと考えております。

飯島（力）副委員長 関係者と連携して、事業を進めていただきたいと思います。

最後に、この事業を実施することにより、どのような効果が期待されているのか伺います。

中嶋防災危機管理課長 まず第一に、ドローンを活用することで、道路の寸断など、従来の輸送手段が困難な状況におきましても、孤立集落への緊急支援物資を速やかに届けることが可能となります。

2つ目とすれば、人口減少や過疎化の進行によりまして、従来の物流網の維持が困難になる中、ドローン輸送は新たな選択肢となりまして、生活物資の安定供給を支える仕

組みづくりにもつながると考えています。

以上のように、本事業は、防災だけではなくて、物流などの観点から、県民の安全安心の確保に大きく寄与するものと考えております。

藤本委員

ただいまのドローンを活用した災害物資輸送調査費補助金で、飯島委員が質問されたのですが、私も関連して、先月23日に、甲州市を震源とする地震を想定し、勝沼中学校で実施された山梨県地震防災訓練に参加しまして、そこでは消防、警察、自衛隊などの関係機関、そして地域の住民が協力して、避難訓練やただいま御説明がありましたような物資の輸送訓練などが行われ、改めて発災時の災害物資輸送の重要性を感じましたので伺います。

先ほども御説明ありましたが、ドローンは中山間地域、また本県の山間部での孤立集落への対応や、災害時の物資輸送の可能性が大変注目されていますが、県として現在どのような用途でこのドローンを活用しているのか、また物資輸送についてどの程度検討や準備が進んでいるのか、本県の災害時におけるドローン物資輸送の現状について伺います。

中嶋防災危機管理課長

現在、県では、ドローンの活用としましては、地形データや災害状況の把握に加えて、測量カメラを搭載した自殺防止支援や高精度測量など高度業務にも活用しているところでございます。

ドローンによる物資輸送に関する取組といたしましては、小菅村、丹波山村で、民間事業者が物資運搬専用ドローンを活用しまして、村内の物資拠点から各集落の物資拠点へ生活支援物資を現在は輸送しているという状況でございます。

また、もう一つ、現状でいくと小菅、丹波では飛行ルートも構築済み、もう既に飛ばしておりますので、災害時に孤立集落等へのドローンによる物資輸送が可能となっております。今回の補助事業によりまして、ほかの地域においてもドローンによる物資輸送が可能となるよう、ドローン飛行ルートの構築や飛行訓練を通じまして、災害時の緊急物資輸送体制を確立していきたいと考えております。

藤本委員

次に、中山間地域特有の地形や気象条件に対応した運用体制の整備についてお聞きしますが、本県は御承知のとおり、山間部、中山間地域が多くありまして、急峻な地形や急激な気象変化、また通信環境の不安定さなど、ドローンを運用する上で特有の課題があると考えます。

そこで、これらの地域の特性に配慮した運用ルールや飛行ルートの設定、離発着地点の確保など、平時からの体制づくりが重要だと考えます。

このような中山間地域特有の条件に対応した運用体制について、県として具体的にどのように整備を進めていくのか、御所見をお伺いします。

中嶋防災危機管理課長

委員御指摘のとおり、本県は中山間地域を多く抱えておりまして、災害時に道路の通行止めによる孤立集落が発生する可能性があります。

また、気象条件の影響も受けやすく、通信環境も脆弱なため、ドローンの活用に当たっては、平地で行うよりも重点的な対策が必要になってくると考えております。

このため、今回の予算を活用しまして、民間事業者や市町村と連携して、安定的なドローン飛行が可能となる離発着地点の選定、または飛行ルートの構築を含めた災害時のドローンを活用した緊急支援物資運送体制を確立するとともに、ドローンの飛行訓練を実施いたしまして、ドローン物資の受入態勢を整備するなど、地域と一体となった体制づくりを進めてまいります。

また、この事業で得られた知見につきましては、ほかの地域へ展開や平時の物流の効率化にも活用でき、将来的には県全域への横展開を考えていきたいと考えております。

藤本委員

運用体制の環境整備については分かりましたが、災害発生時に円滑にドローンを運用するためには、先ほど来出ている関係機関との役割分担、連携、またさらには空域の調整、物資の移動の行程など、連携体制のさらなる構築が不可欠だと考えます。

さらには、民間企業の高度な技術や経験を活用することも今後有効だと考えます。県として、消防や警察、自衛隊などの関係機関、自治体や民間事業者との協働体制をどのように強化をし、災害時の効果的なドローン運用につなげていくのか、御所見をお伺いします。

中嶋防災危機管理課長 県としては、消防や警察、自衛隊などの関係機関、自治体、さらには民間事業者との協働体制を強化するために、各団体が所有しているドローンを有効活用しながら共同訓練を通じて連携の実効性を高めていきたいと考えております。

また、災害への備えを進める中で、ドローンを活用した仕組みは、平時からの活用と災害時で両立するフェーズフリーの考え方、これに基づきまして、平時においても地域物流ネットワークとして活用することが重要であると考えております。

藤本委員

改めて、ドローンを活用した災害時の物資輸送体制の構築は、県民の命と暮らしを守る上で、大変重要だと感じました。特に中山間地域の多い本県は、独特の地形、またアクセスが困難な地域が数多くありますので、迅速に物資を輸送するのに大変有効だと考えます。

引き続き、関係機関や民間事業者と連携し、平時からの準備、そして何かあったときのための備え、この両方に力を入れていただきまして、いざというときに確実に機能する体制につなげてもらいたいと思います。

県がこうした先進的な取組を着実に進め、県民が安心して暮らせる体制づくりを進めていくことを期待しまして、質問を終わります。

笠井委員

今、藤本委員からの質問にもありました、小菅、丹波の名称が出ていまして、そのほかにもという答弁があったと思うのですが、私からは1点、ここで想定されている対象市町村にはどちらがあるのか、それを教えてください。

中嶋防災危機管理課長 県とすれば人口減少や孤立集落が発生する確率の高いとされている峡南地域、東部地域におきまして、この事業を展開していきたいと考えております。

笠井委員 ということは、まだ市町村から希望があるということではなく、これからこの予算の範囲内で声掛けをするということによろしいでしょうか。

中嶋防災危機管理課長 はい。委員御指摘のとおりでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※請願第6－5号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求めることについて**

意見

名取委員 私は、本請願を採択すべきという立場で発言いたします。

前回、9月定例会での総務委員会で、本請願を継続審査とすべき意見がありました。その中では、次のような指摘がありました。一部引用いたします。

国では、今年6月に閣議決定された骨太方針2025において、2020年代に全国加重平均1,500円を目指すと明記し、物価上昇を上回る賃金の上昇を全国的に定着させる方針を示しています。このように、国県ともに最低賃金の引上げと中小企業支援の両立に向けた具体的な施策が進展していることから、最低賃金の全国一律制度の導入や1,500円以上への引上げ、中小企業支援の拡充については、今後の政策形成の制度設計の中で、より具体的な議論が進められることが期待されます。したがって、本請願については、現時点での採択は時期尚早であり、国の制度改正や国の支援政策の進捗を見定めつつ、引き続き慎重に審査を行う必要があります。

今引用させていただきました中にありますように、国も最低賃金で1,500円を目指し、そのために中小企業支援の拡充の議論が進められることが期待されると述べているように、請願が求めていることとほぼ同じ方向であると私は捉えております。

ですから、請願の採択は時期尚早どころか、地方から国の政策を後押しするものであり、すぐに採択することが求められていると考えます。

さらに、今、県議会の県内経済の活性化策に関する政策提言案作成委員会では、提言内容の骨子案をまとめている段階ですが、その中では、賃上げ環境の整備や、中小企業への支援についての県の取組を求めるとともに、国への働きかけを強化すべきと述べています。

議会としても、政策提言している内容と、この請願が求めている国への意見書の内容

も共通していると思いますので、この点でも請願を採択することは適宜適切な対応だと考えます。

以上のことから、本請願を採択することを提案いたします。

渡辺（大）委員 私は、継続審査すべきという立場で意見を述べます。

本請願で求める最低賃金の全国一律化及び1,500円以上への引上げについて、国では最低賃金の引上げを重要課題と位置づけ、令和7年度の全国加重平均は過去最高の1,121円となるなど、着実な引上げが進んでいます。

さらに政府は、11月以降、中小企業の賃上げを後押しするため、省力化投資補助金の公募を拡充し、賃上げを行う事業者への優遇措置を導入するなど、企業経営と賃上げの両立に向けた施策を強化しています。

一方で、最低賃金の急激な引上げは、地方の零細企業にとって人件費負担の増加による事業継続への影響が懸念され、制度改正には慎重な検討が必要です。

加えて、山梨県においても補正予算により賃金水準向上や経済基盤整備を重点に、デジタル技術活用や人材育成など、生産性向上に資する施策を拡充しています。

このように、国県ともに最低賃金引上げと中小企業支援の両立に向けた取組が進展しているものの、全国一律の導入や1,500円以上への引上げについては、現時点では制度の詳細や財源確保が未確定であり、今後の国の議論や実効性ある仕組みづくりを見極める必要があります。

よって、本請願は継続審査すべきと考えます。

## 討論

名取委員 私は、本請願を採択することに賛成の立場で討論いたします。

理由については、先ほどの意見の中で述べさせていただきました。県民からの請願を採択し、議会からの政策提言と一体的に進めて、国の賃上げ政策や中小企業支援策を後押しする。そのためにも、改めて請願の採択を求めたいと思います。

採決 採決の結果、起立多数により、継続審査すべきものと決定した。

## ※所管事項

質疑に先立ち、執行部から第107号議案「山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例等中改正の件」について当委員会の所管に係る部分の説明が行われた。

## 質疑

(条例改正の内容について)

名取委員 説明いただいたのですが、この乳幼児健診については、市町村が基本的に実施をする。その場合、市町村が実施している内容と重なっている場合は、児童福祉施設等にお

いては健診を省略できるという理解でいいですか。

小林子育て・次世代サポート課長 委員の御指摘のとおり、市町村が行います乳幼児健康診査の内容が、児童福祉施設等で行う健康診断の項目と重複する場合には、省略ができるということでございます。

(下水道の耐震化について)

名取委員 防災局に伺います。昨年12月議会での菅野県議の一般質問での関連質問で、県の防災新館が接続する上下水道が耐震化されていなかった問題について、私が防災局としても県庁舎を含め、県立施設の上下水道の耐震化状況はつかまないと質問したのに対して、防災局長からは、防災局としても県の施設において把握が進んでいない部分につきましては、しっかり市町村と連携して適切に把握する必要があると考えているとの答弁がありました。答弁を踏まえて、その後どのように対応されたのか、伺います。

中嶋防災危機管理課長 まず、上下水道の耐震化自体は、各市町村が管路の管理者として計画的に取り組まれていることではございますが、防災新館に接続する上下水道の管路につきましては、現時点ではまだ耐震化が完了しておりません。

しかし、県の要請を受けまして、甲府市においても、防災新館をはじめ、県立中央病院や市立甲府病院などを重要施設として認識していただきまして、耐震化計画に位置づけていただいています。もちろん、甲府市につきましては、計画的に耐震化をこの計画にのっとって進めていくということではございます。

ただ、一方、重要施設をまだ耐震化計画に位置づけていない市町もございます。こうした市町に対しましては、まずは耐震化計画に位置づけていただけるよう、引き続き関連部局と連携いたしまして、要請してまいりたいと考えております。

名取委員 今日青森の地震の引用もありまして、本当に緊急の対応が必要だと思うのですが、市町村との関係がありますので、それぞれで耐震化の計画に位置づけていただく上で、働きかけが重要だと思います。

特に防災新館については、県の防災を進める拠点でありますので、特別に急ぐ必要があると思うのですが、これについては、甲府市との間での協議や、また実際の工事など、スケジュールや計画はどうなっているのでしょうか。

中嶋防災危機管理課長 委員御指摘のとおり、防災新館は県の防災の要でもございますが、防災局としては、関連部局を通じまして、甲府市と引き続き丁寧に、優先的にと言うのでしょうか、まずは取組を進めていただきたいという要請をしていきたいと思っております。

名取委員 一般的な対応にとどまっているという印象です。市町村において計画を早めて耐震化を進めていただく上でも、県としての財政的な支援についても検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

中嶋防災危機管理課長 財政的な支援につきましては、また必要に応じて検討させていただきたいと思っております。

主な質疑等 総務部等関係

※第102号 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例及び山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例中改正の件

質疑

名取委員 今回の改定によって、具体的に幾らぐらい期末手当が増えるのか、教えてください。

三井総務部次長 特別職につきましては、254万円ほど上がります。

名取委員 今のは平均の金額ですか。知事や副知事、公営企業管理者、教育長、監査委員など、それぞれで増える金額は同じでしょうか。

三井総務部次長 ただいま申し上げました254万円は、総額になってございます。

名取委員 先ほど述べたそれぞれの特別職の知事ほか特別職、それぞれでどれくらい変化したか教えてください。

三井総務部次長 知事に関しましては、改定前の625万3,124円が634万3,750円に変わります。

先ほど254万円と申し上げましたが、そちらの特別職と、あと議員分を合わせまして254万円ということになってございます。

副知事につきましては、480万2,400円が487万2,000円でございます。公営企業管理者が405万2,024円から411万750円。

議長につきましては、455万2,274円が461万8,250円、副議長の410万2,050円が416万1,500円、議員につきましては総額になってしまいますが、36名分で1億3,866万9,264円が1億4,067万9,000円になってございます。

教育長は、445万2,224円が451万6,750円でございます。

討論

名取委員 私は、議案第102号について、反対の立場で討論いたします。

もともと一般職員に比べて高額な知事など特別職の期末手当の支給割合を高めることは、物価高騰で苦しむ県民の理解を得られないと考えますので、反対します。

藤本委員

議案第102号につきまして、賛成の立場から発言をいたします。

今回の議案は、一般県職員の期末勤勉手当の改定に合わせて特別職の方々の期末手当についても若干の見直しを行うものです。特別職の期末手当は基本的に県職員の改定に合わせて調整される仕組みとなっており、今回の改定もその考え方に沿ったものだと考えています。今回の改定は、県職員の処遇改善に合わせたものであり、県民にも説明がきちんとできる内容であると認識していますので、以上の理由から賛成といたします。

採決

採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第103号 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件**

質疑

なし

討論

名取委員

私は、議案第103号に反対の立場で討論をいたします。

もともと一般職に比べても高額な議員の期末手当の支給割合を高めることは、物価高騰で苦しむ県民の理解を得られないと考えますので、反対します。

藤本委員

本103号議案に賛成の立場から討論させていただきます。

本議案は、一般の県職員期末勤勉手当等の改定に合わせて議員期末手当等についても必要な見直しを行うものだと承知しています。議員期末手当等は県職員の給与改定等のバランスを日々基本としており、今回の改定もその考え方に沿った内容となっています。

一方で、私たち議員は県民の皆さんからの信頼を受けて職務を遂行する立場にありますので、手当の改定については県民の理解を得られるよう慎重に運用していくことが重要だと考えます。今回の改定は、一般職の処遇改善に合わせたものであり、県民に説明できる範囲の内容であると認識しておりますので、私は本議案に賛成いたします。

採決

採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第104号 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例中改正の件**

質疑

なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第113号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第7号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの**

質疑

（特別職員等期末手当の変更額の予算計上について）

名取委員 先ほど102号、103号で特別職員や議員の期末手当について触れたわけですが、予算上は特別職員や議員の期末手当の変更額はどこに反映されるのか教えてください。

三井総務部次長 条例改正によって引上げになった分については、各部局等に予算を計上しています。

討論

名取委員 今、答弁にもありましたが、知事ほか特別職、また議員の期末手当の支給割合を高めることに対して、先ほど議案に対して反対いたしました。そのことと一体になりますが、それらを予算上含む部分について認められませんので、反対いたします。

採決 採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第115号 令和7年度山梨県集中管理特別会計補正予算（第1号）**

質疑

名取委員 そもそもその点だと思うのですが、今回、給与の改定に伴って、集中管理特別会計でも補正予算が組まれていると思います。給与改定で先ほどの一般会計の部分とこの集中管理特会との関係を教えてください。

清水出納局次長 まず、給与の改定につきましては、一般会計ということで各部局で予算を上げます。それで、給与につきましては、会計処理ですが、振替処理ということで、山梨県の場合は集中管理特別会計に給与分を入れまして、この特別会計から各職員に給与が支

給されるということになっております。

名取委員            そういう手順を踏む理由、どういう効果があるかを教えてください。

清水出納局次長    まず、財政の透明性の確保があります。職員給与は、それ自体大きな割合を占めます。一般会計に含めると、他の事業経費と混在しまして、給与関係の財政状況が分かりにくくなるということで、特別会計に分けて給与を支給しているというのが一つの理由でございます。

名取委員            先ほど来指摘をしております特別職や議員の期末手当の改定部分をこの集中管理特会に含まれるということによろしいでしょうか。

清水出納局次長    知事、特別職の部分は入っております。

討論

名取委員            先ほど来、特別職、議員の期末手当の支給割合を高めることには反対をしております。今、御説明があったように、一般会計との関係でも集中管理特会を通じてこれらへの手当の支給がされるという経過がありますので、反対をさせていただきます。

採決                採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第118号    当せん金付証券発売の件**

質疑                なし

討論                なし

採決                全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※請願第5－8号    ガソリン税凍結、消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書の提出を求めることについて**

意見

名取委員            私は、本請願を採択すべきという立場で発言いたします。物価高騰が続いております。国においても経済対策が一つの焦点となっております。

その中では、ガソリン税の廃止なども具体化されたものがあります。ただ、根本的な物価高騰対策として最も効果的な消費税減税を行うことが、一番の方法であると考えます。

それらを国に求める上でも本請願の意味は大きいと考えますので、本委員会において採択することを提案したいと思います。

藤本委員 本請願、ガソリン税凍結、消費税減税、インボイス税の廃止を求める意見書の提出を求めることについて、継続すべきという意見で発言をいたします。

確かに、ただいま長引く不況等、物価高によって請願に書いてありますような中小・小規模の事業者の皆さんをはじめ、安全安心な暮らしを求める皆さんにとりまして、様々な課題等あると思います。世界中で誰かの手を必要とする方、あるいは支えていきたいという方の思いがあることは十分承知しておりますが、これまでこの請願につきましては、委員会の中で継続をしていこうという意見が多数ございました。

今委員会におきましても、この請願につきましては、引き続き継続すべきと考えます。

## 討論

名取委員 私は、本請願を採択すべきという立場で討論いたします。

この請願が提出されたのは、一昨年9月、一昨年9月議会です。2年以上にわたって継続審査を行うということは、国民の請願権に対して議会が取る態度としては不適切だと考えます。請願の趣旨に対しての賛否はあるかと思いますが、やはり請願に対して議会が適切な議決をもって対応することが必要と考えますので、私はこの請願を採択すべきという立場ではありますが、継続審査にせず、この場で採決をしていただくよう改めて求めて討論いたします。

採決 採決の結果、起立多数により、継続審査すべきものと決定した。

## ※請願第6－4号 山梨県上空で行われている米海兵隊の空中給油訓練に関することについて

### 意見

名取委員 私は、本請願を採択すべきという立場で発言いたします。

本請願は昨年6月定例会に提出されましたが、これまで6回の定例会にわたって継続審査とされています。

直近の今年9月定例会以降、どのようなことがあったのでしょうか。11月20日、東京都福生市の児童館に、米軍の降下訓練で切り離されたパラシュートの装備品の一部が落下するという事件が発生いたしました。けが人はいなかったものの落下物の重さは1キロ弱あり、もし子供に当たっていたと考えると恐ろしいことだと思います。その後、米軍が無断で児童館の敷地内に入り、落下物を回収したことも問題になっています。同

児童館は、米軍横田基地から100メートルほど離れた場所にあるそうで、米軍が落下傘で横田基地に着地する訓練を行っている中で起きた事件とのことでした。

さらに、11月18日にも隣接する羽村市の民家に米兵が落下傘、パラシュートごと着陸する問題が発生しています。市街地上空で訓練が行われていることで、こうした事件・事故が発生しているわけです。そして、市街地上空での空中給油訓練で事故が発生すれば、その被害はパラシュートの事故の比ではないことは誰が考えても明らかです。

このところ、甲府市を含む山梨県上空での空中給油訓練の目撃情報は途絶えています。目視できないだけで曇りや雨の日に行われている可能性は否定できません。米軍側も、今後は一々通達せずに空中給油を行う場合があるという立場を取っています。

山梨県民が日々直面している危機に対して、直ちに空中給油訓練の中止を求める必要があると考えますので、本請願を採択することを提案いたします。

桐原委員

私は、この請願に対して継続審査すべきという立場から、意見を申し上げます。

県民の命と暮らしの安全を守ることは、地方自治体にとって最も重要な責務であり、県内上空での飛行訓練に対して不安や懸念の声があることは真摯に受け止めるべきだと考えております。

一方で、米軍の訓練は日米地位協定に基づく活動であり、我が国の防衛や地域の安全保障に一定の役割を果たしていることも事実であります。このことを考慮せず、一方的に全面中止を求めることについては慎重にあるべきと考えます。

議会としても県民の不安に向き合い、必要な情報や状況を把握しながら、今後の対応の在り方を検討していくことが必要と考えますが、直ちに訓練の全面中止を求めることは異なる問題であると考えます。

その是非については、国の対応や安全確保策を注視しながら、冷静かつ総合的に判断することが求められます。

よって、本請願は継続審査すべきと考えます。

討論

名取委員

私は、本請願を採択することに賛成の立場で討論いたします。

理由については先ほどの意見の中で述べさせていただきました。

加えて、今継続審査とすべき意見にありましたように、米軍の空中給油訓練の中止を求めることは、県民の命と暮らしを守る最も重要な課題だという点は共有できるかと思えます。

ただ、日米との合意があるからという説明でしたが、県民の命と暮らしを守ることに大切なことがあるのでしょうか。その立場に立って請願を採択し、空中給油訓練の中止を求めることが必要だと考えます。

加えて、県民から請願を受けて7回も継続審査にすることは、請願という国民の参政権に対して議会が責任を果たしているとは言えませんので、その点からもまずは誠実に採決に臨むことを併せて求めまして、賛成討論といたします。

桐原委員

私は、継続審査すべきという立場から、反対討論をいたします。

ただいま名取委員から、防衛や地位協定より県民の安全が優先されるべきだというような旨の意見が出されたと思います。

私は、県民の安全が優先されることは当然だと思っております。その実現段階として、運用の安全性や透明性の向上を国に求めることが、直ちに全面中止を求めることよりも実面的で効果的だと思います。

また、継続審査を何度も繰り返すことに関しての反論として、山梨県議会基本条例第19条が求める誠実な処理とは、請願を直ちに採択することを意味するものではないと思っております。むしろ十分な情報の下、慎重に判断することこそ誠実な対応であると考えます。

志村委員

今回で私は総務委員会でこの請願に向き合うのは3回目なので、やはり立場としては今回継続審査を選ばざるを得ないと思います。

前回、趣旨採択ということも申し上げましたけれども、やはりここは、前回出した事例でも島根県の意見書を紹介しましたが、議会としてもですし、そもそも総務委員会で県民の安全に関わることで、国の防衛等に関することのそれぞれの立場から、状況をよく斟酌して、それで委員会としての対応も議論を深める必要があると思いますので、今日の時点で採択は難しいと思っております。

採決

採決の結果、起立多数により、継続審査すべきものと決定した。

## ※所管事項

質疑

(会計年度任用職員について)

名取委員

総務部関係です。会計年度任用職員について伺います。

総務省が、今年6月25日に発表した会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル第2版の改正について、県の考えを確認したいと思います。

今回のマニュアルの改正のポイントとして、会計年度任用職員の給与または報酬の決定に当たっては、常勤職員と同様の取扱いとすること、また、学歴や経験年数を考慮すること、また、昇給について必ずしも上限を設ける必要はないことなどがあると思いますが、県としてはどのように捉えているのか伺います。

三井総務部次長

国から6月に改定の通知が来まして、今まで導入に向けたマニュアルというものをつくってございましたが、令和2年度に運用が始まってから5年以上たっているということで、今度は運用に関するマニュアルに変えて、新たに県に示されたものがございます。

その中で、先ほど申し上げましたように、最初とかなり制度、趣旨が変わったものがございます。

まず、上限等につきましてですが、やはり事務補助という側面が強いものですから、県の職員の初号給、1号給を基本にして、常勤の職員よりも低い水準で上限を設けるのが適当であるというものがありませんでしたが、先ほど委員の御指摘のとおり、上限の見直しをするというものがございます。

県としましては、今のところ事務補助というところを一応考慮しまして、会計年度任用職員を大きく2つ、今までの資格、経験職というところで持っている方と、あとは一般の事務補助ということで上限額を決めてございます。

それぞれ資格、経験職というのは、大卒での初任給を上限として設けているものと、あとは事務補助は短大卒程度を上限として決めてございます。今度国のマニュアルが変わりましたので、それを見ながら、仕事の内容等も加味しながら、ほかの県の動向もございまして、その辺りを見ながら、当然処遇の改善というのも必要になってきますので、検討してまいりたいと考えております。

名取委員

今、答弁にもありましたように、当初の導入時と比べても、会計年度任用職員の担う仕事により複雑化していると思います。本質的業務に当たるものも出てきていると思いますので、今回のマニュアルの改定を受けて早急な具体化をしていただきたいと思います。

(県の顧問弁護士について)

次に、顧問弁護士について幾つか伺います。

県は、令和6年4月1日に足立格弁護士を顧問弁護士とする随意契約を結んでいらっしゃるんですけども、この決定は誰がしたのか伺います。

水上行政法務課長 この決定につきましては、県として決定したものでございます。

名取委員

この足立弁護士は、その時点で既に知事が代表を務める政治資金管理団体、日本金融経済研究フォーラム21の顧問を務めていたことが、先日、私が関連質問で知事にただし、確認できました。県はそのことをその時点で承知をして随意契約を結んだのか、この点を確認させてください。

水上行政法務課長 この件につきましては、当課では、県としては把握が困難な事項、内容であると考えております。ですので、これを前提として契約を締結しているものではございません。

名取委員

県では、その時点で知事の政治資金管理団体の顧問であることを認識せずに随意契約を結んだということが、今答弁されました。

これは、行政の長である知事個人の政治団体の顧問ですから、県との関わりが非常に大きいわけですね。随意契約の理由書を見ると、前年とほぼ同じ内容で毎回記載があるわけですけども、今のような状況をしっかり確認せずに随意契約が行われていることは問題だと思っておりますが、いかがでしょうか。

水上行政法務課長 議員御指摘のとおり、当弁護士につきましては、豊富な実務経験並びに高度な法令解釈につきまして、高い見識を有している点、また、県の重要政策に関する的確な御助言をいただいた点などを踏まえて、これまで顧問契約を締結しているところでございます。

議員御指摘のあった件について、知事の政治資金団体との顧問関係と重複している点につきましては、各弁護士は当然高い職業倫理に基づき職務に当たっておられるところでございます。とりわけ日本弁護士連合会では、弁護士職務基本規程を定め、弁護士の利益相反行為を強く禁じているところでございます。当弁護士につきましても、これを当然遵守して職務に当たっているものと考えております。

名取委員 一応確認しますが、知事の政治資金管理団体の顧問弁護士であることを県が認識したのはいつですか。

水上行政法務課長 行政法務課長として認識したのは、先日の名取委員の質問の中でございます。

名取委員 法的に問題ないからと言うのかもしれませんが、驚きです。私が質問したから初めて知ったというのは、県行政の在り方として本当に驚きです。いいのでしょうか。言いたいことがいっぱいありますから、話を進めたいと思います。

先日の私の質問でも、知事の政治資金管理団体の顧問であることと、県の顧問弁護士であることが利益相反に当たる可能性がないかということで質問いたしました。今、それに当たらないという趣旨の答弁もありました。知事も、先日の関連質問に対する答弁で、もし利益相反が起こり得るような事態になった場合、訴訟や行政判断で対立したような場合には顧問をほかの人に変更すると、その時点で替えればいいという説明でしたが、これは県も同じ考えでしょうか。

水上行政法務課長 県としても同様の立場でございます。

名取委員 そのことは、知事との間でどのように確認されているのでしょうか。私がこの間質問して初めて知ったというから、確認していなかったと思うのですが、一応聞きます。

水上行政法務課長 特に知事との間では確認はしておりません。

名取委員 訴訟などになったら顧問を替えると言うのですが、そのタイミングはいつになるかが大事だと思うのです。どちらかに訴状が届いた段階なのか、それとも訴訟についての相談を行った段階なのか、いずれにせよその時点で同じ人物が顧問と顧問弁護士をやっているわけです。既にその時点で利益相反の状況になると思うのですが、いかがですか。

水上行政法務課長 県としてその事実を感知した時点と考えております。

名取委員 それを感知する前に、御本人が一番最初に感知するわけでしょう。その時点でも利益相反が起り得ると思うのです。

仮に訴訟や行政判断で対立するとならなくても、その前の段階で和解や調整がされた場合、その調整を行うには両者とも足立弁護士が両者の調整を行うことになるわけですが、これは、弁護士が両者から知り得た内部情報を基に調整したということにもなりかねません。これは、今度は弁護士の守秘義務違反に当たる可能性も出てくると思うのですが、そういう可能性はありませんか。

水上行政法務課長 そういった事情を総合的に考慮いたしまして、それが当然利益相反的な行為に当たるのであれば、先ほど申しましたとおり、弁護士自体が高い職業倫理に基づき職務に当たっておられて、また、そういうような行為につきましては、日弁連の弁護士の職務基本規程で、そのような仕事は請け負ってはならないと定めておりますので、当弁護士がそのような業務に関しましてはこれを避ける、回避すると考えております。

名取委員 そうならないようにするためには、ならないような状況をつくるということも大事だと思うのです。私が今指摘してきたことが起り得る可能性があるわけです。今回、この問題を指摘したことについて、県が足立弁護士に法的に問題がないか相談を求めた場合、私が指摘していることを問題ないかと足立さんに相談した場合、それは県の顧問弁護士としての判断なのか、そこには知事の政治資金管理団体の顧問としての判断は一切入らないと言い切れますか。

関口総務部長 大事な問題ですので、私から御答弁申し上げたいと思います。

これは極めて一貫性のある話でありまして、先ほど行政法務課長が答弁しているとおり、弁護士の基本的な倫理に非常に関わる問題でもございます。恐らくそのようなことを足立弁護士に、私も責任者として確認することはございません。

弁護士は、必ずしもワン・オン・ワンではなくて、他に複数の顧問弁護士がおりますので、他の顧問弁護士にまず確認して、そのように第三者的な評価をもって、このような状況は利益相反に当たるかどうかを確認することになります。

付言するならば、こういったことは、詳細はもちろん申し上げられないですけども、例えば県が被告として請け負った訴訟の場合に、ある顧問弁護士に相談しましたら、実はその方がその企業と関係があるということがありました。そうすると今回のことは引き受けられませんかとお断りいただくということは過去にもあったはずです。

ですので、今回のようなケースで、知事の政治資金などに触れるような話を足立弁護士にまず相談するということは恐らく起り得ないだろうと考えております。

名取委員 ついこの間まで、足立さんが知事の顧問をされていることさえも知らなかったわけですから、もうその時点でガバナンスができていのかと非常に疑問です。

最後に、県は足立弁護士とは今年度も顧問契約をしております。知事の側も、昨年に

続き今年も顧問契約をしているという答弁がありました。指摘したような疑念が起り得ることからも、改めて県として知事の政治資金管理団体の顧問を務める人物と顧問弁護士契約を結ぶべきではないと考えますが、答弁を求めます。

水上行政法務課長 先ほど来申していることですが、やはり足立弁護士につきましては、豊富な実務経験と高度な法令解釈につきまして高い知見を有しているということで、県にとっても得がたい弁護士です。弁護士の高い職業倫理に根差した、弁護士としての利益相反行為を行わないというところに我々は当然の信頼をしまして、今後も引き続き業務に当たっていただきたいと考えているところでございます。

志村委員 今の件に関連して、足立弁護士と顧問契約を結ばれてから現在までの間、他の顧問弁護士さん、Aさん、Bさんといらっしゃるとして、それぞれ3人の方がどのくらい業務を請け負って、年間に何件対応されて、どのような顧問弁護士としての働きをされたのかというところを、できれば一覧表か何かでお示ししていただけるとありがたいのですが、今説明することはできますか。

水上行政法務課長 基本的に顧問契約につきましては、法律相談業務を担っていただいております。個別の訴訟委任契約につきましては、その顧問契約とは別途契約を締結させていただいているところでございます。

日々いろいろな法律相談が当課に持ち込まれるところで、先ほどおっしゃったとおり、ほかに2名の弁護士さんで、足立先生を含め3人の顧問弁護士で法律相談への対応をお願いしているところでございます。

東京にいらっしゃるということもあり、遠いところもあるのですが、リモートを活用して、特に足立先生につきましては、争点、課題が多岐にわたる複雑困難な事例というところで非常に高い豊富な経験、高い知見を活用させていただくということを中心に法律相談等をさせていただいています。

一覧につきましては、今手元にはございません。

志村委員 顧問契約してから、他の弁護士の方と比較もできるように、業務の件数とか、具体的な内容はそれぞれの案件に踏み込んでいくことになるので、顧問弁護士として相談業務何件で、年間にどれくらい対応されたのか。オンラインでも足立先生は対応していらっしゃるようですし、私も私的な部分でいうと、足立先生が訴訟代理人になって訴訟提起されたということもありますので、県の顧問弁護士としての立ち位置をどのようにされているかというのは、非常に興味もあるところなので、ここは委員長、資料請求ということでお願いしたいと思います。提出は今日でなくてもいいです。

向山委員長 委員各位に申し上げます。ただいま志村委員から要求のありました資料につきまして、委員会として執行部に要求してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

向山委員長 確認ですけれども、今、法律相談業務と訴訟委任契約の部分があったので、顧問契約としては基本的には法律相談業務という認識でよろしいでしょうか。

水上行政法務課長 おっしゃるとおりでございます。

向山委員長 訴訟委任契約、顧問契約としての資料請求ということで、法律相談業務に対してどの程度の年間件数があるのか、出せる数字があればそこを一覧としていただきたいと思います。

改めまして執行部に申し上げます。ただいま志村委員から要求のありました資料につきましては、委員会終了後に準備ができ次第、提出願います。

(知事宿舎について)

志村委員 知事の宿舎の関係でお聞きをしたいのですが、今年度の予算、本県の宿舎管理費、当初予算額で1,645万円弱計上されていたのですけれども、このうち知事宿舎に要する経費はどれくらいでしょうか。昨年の実績でも結構ですけれども、お願いします。

瀧口資産高度利用推進課長 知事宿舎に関しましては、月額17万4,000円となっておりますので、昨年度につきましては、掛ける12か月という形になってございます。

志村委員 承知しました。208万8,000円ということになるかと思えます。  
過去の議事録によれば、知事宿舎というのは、十分な安全性、防犯機能を備え、また県庁に短時間で駆けつけられることなどを勘案する中で、県として決定していることになってはいますが、その認識に変わりはないでしょうか。

瀧口資産高度利用推進課長 ただいま委員のおっしゃっていただきました考え方に相違ございません。

志村委員 宿舎管理規則によりますと、宿舎は台帳を備えることとなっておりますけれども、知事の宿舎も台帳に登載されているという認識でよろしいでしょうか。

瀧口資産高度利用推進課長 こちらの宿舎につきましては、借り上げということになってございますので、台帳には記載されておられません。

志村委員 借り上げの場合は台帳に登載しないという規定はどこかにあるのでしょうか。

瀧口資産高度利用推進課長 すみません、先ほどの訂正をさせていただきます。公有財産には、借り上げですので記載をしておられませんけれども、借り上げ財産ということで台帳に記載しております。

志村委員 承知しました。では、宿舎管理規則に基づいて台帳に登載されていると認識をいたしました。それで、知事宿舎の機能というのは、どのようなものでしょうか。

瀧口資産高度利用推進課長 第一には知事宿舎でございますので、先ほども委員がおっしゃったように、何かあったときにすぐ県庁に出てこられるというところが一番の機能になっています。また公人でございますので、その宿舎で打合せ等々もあることもあり、いつあったかということは私は承知しておりませんが、そういった機能もございます。

志村委員 では、住居としての機能も含んでいるということよろしいでしょうか。

瀧口資産高度利用推進課長 そのとおりでございます。

志村委員 そうしましたら、これも過去の議事録によりますと、家賃につきまして県で支払い、知事は電気料、水道料等の使用料について負担をしているという状況ですけれども、これについても変わりはありませんでしょうか。また、ほかに何か負担しているものがあるのであれば、参考までにお知らせしていただきたいと思います。

瀧口資産高度利用推進課長 県で負担しているのは、借り上げ料でございます。電気・水道料の使用料については知事が負担していただいております。従来と変わらないということでございます。

志村委員 参考までに、東京都豊島区のタワマン公舎の事案について御存じでしょうか。

瀧口資産高度利用推進課長 申し訳ございません、把握してございません。

志村委員 これは、報道によれば、区によると、豊島区の区長、高際区長は、家族が住む自宅が豊島区外の都内にあるために、普段は区役所近くで単身で生活をしていると。複数の区関係者によると、タワーマンションの低層階の部屋だそうです。批判を受けまして、宿舎の無料規定の適用を辞退して自ら負担することにしたと、先月11月の半ばぐらいに報道がありました。

この豊島区の事例は、区役所と一体化したタワーマンションの一室、家賃が月額約44万円、区長公舎として全額公費で借り上げていたというもので、本県においても場所や物件の内容はここでは触れないとしても、家賃全額を無料としているという現状になります。

そもそも昨今、全国的には知事公舎そのものを廃止、売却やマンション等の借り上げ、賃貸化が主流になってきていますので、借り上げであっても豊島区のように区民の批判を浴びるというような事例も出てきている。

こうい中で、他県の事例としましても、これも過去の議事録によれば、首長自身に

よる家賃の自己負担分を設定しているという事例も散見されて、現在でもそういうところがあります。

これは、例えば危機管理上の正当性があったとしても、一般の住民の感覚とかけ離れた豪華な住居、これは豊島区の例を言っていますけれども、これを全額公費で提供するというのは、今の時代にはなかなか民意の理解を得られないとも考えられる。

つまり、首長の給与、報酬、先ほど条例で値上げもしましたけれども、その給与というのは重責に見合う額が設定されていると、これは当然のことだと思いますけれども、その中には当然、衣食住に係る生計費も含まれていると解釈するのが、現在、社会通念上妥当だと考えられます。

高額な報酬を受け取りながら、生活の基盤である住居費まで無料ということになれば、実質的な手取り給与の上乗せ、特権的な福利厚生、二重取りという批判も招きかねないということで、豊島区のような事例になるおそれもあることとなります。

加えて、ちまたでは行政職員も民間の企業の方々と同様に、住宅手当の縮小、宿舍使用料の値上げが進んでいる状況もあつたりします。もちろん住民も基本的に自分自身の給与から家賃を支払っているというのが当然だと思います。

そういうわけで、トップだけが例外というのは、もはや公平性を欠く待遇と言われても仕方がないと思います。

以上のようなことから、知事宿舍について、私の考え方としてはそもそも必要性自体あまり感じないですけれども、家賃に相当する17万4,000円についても、一定の自己負担をしていただくことは必要ではないかと考えるのですけれども、県の御見解をいただきたいと思います。

瀧口資産高度利用推進課長 まず、知事は無料とさせていただいているのは、先ほど委員からのお話がありましたとおりで、宿舍管理規則におきまして、知事宿舍は無料宿舍と位置づけられていることから無料とさせていただいているところでございます。

なおかつ福利厚生という話もいただきましたけれども、知事に宿舍ということで、近隣に住んでいただくということは、県で何かあったときにしっかりと公人として対応していただくことが必要となり、県としても住んでいただくという考え方もございますので、福利厚生という考え方とは違って、県として住んでいただくという考えの下、県としても負担している部分もございますので、引き続き無料でと考えております。

志村委員

規則の見直しも含めて私は検討していただきたいと思っております、そもそも無料宿舍というものが設定をされていて、適切なかどうかということからすると、これは要するにその宿舍自体が必要か否かということよりも、どちらかというところ、ある程度一定の負担をするということが県民の方々に納得されるのではないかと。

だから、全額自己負担ということを行っているわけでもなく、全額公費かという二者択一を行っているわけでもなくて、例えば機能に応じた、機能という意味では生計、生活という部分もあるという御答弁でしたので、そうすると、やはり原則としてはその部分に関しては応益負担、つまり住む利益を自分で払っていただく。住んでいただ

くというお願いをしていますが、居住スペースとしての利益というのは私的なものでもありますので、そのところは原則として、知事個人が負担すべきだろうと思います。

例外として、今住んでいただいているとか、危機管理といった公務対応部分の公費負担は認められてしかるべきだと思います。だから、全額負担してくださいということを最初から申し上げているつもりはないということです。

なので、提案としましては、例えば国家公務員宿舎法に準拠した考え方を一つ取れば、固定資産税評価額等を基準に算出した適正家賃を徴収することになっているそうです。それから、例えばフィフティー・フィフティーで折半するなど、そういう機能も併せ持っているということから、そういう考え方で自己負担をしていただくということも必要かと思います。

ですから、施設の要不要というよりは、コストの負担という観点から見直しをしていただきたいと思うのですけれども、もう一度御見解を、それを聞いて変わらないかもしれませんが、お願いしたいと思います。

瀧口資産高度利用推進課長 繰り返しのようになってしまいますけれども、やはり知事であったとしても、ある程度職務のため、県として近くに住んでいただきたいというところで、繰り返して申し訳ございませんが、こちらで借上げをして住んでいただくというところで、知事もほかの拠点があるにもかかわらず住んでいただくというところがございますので、県として無料宿舎として住んでいただくことに問題はないと考えております。

志村委員 これまで終わりにしますけれども、豊島区の事例が示すように、公職ということと危機管理といったことも含めて、そういう宿舎を設定することに対して全額公費で住居提供するというのは、なかなか民意を得るのは難しいだろうと私は感じています。

当然、報酬には生計費が含まれているという原点に立ち返っていただいて、一般職員の方や住民の方々、県民の方々と同様に、住居費は給与から支払うという当たり前の感覚を、私たちは議会の一員ですので、議員の立場から指摘をしているわけですが、そういう意味でもこの規則の改正も含めて、透明性のあるルールづくりはこれから必要なのではないかと改めて思います。

そうでなくても、知事宿舎に関しては、関係者への利益供与といった批判的な見方をするような指摘も一部にあるようなので、今回はそのことには触れませんが、やはり自己負担導入の検討について、できれば事務の総括をされている総務部長、同じ回答かもしれませんが、そういうふうなことも受け止めていただけたらと思いますけれども、見解を求めたいと思います。質問は終わります。

関口総務部長 繰り返して同じ見解でございますので、御承知おきいただければと思います。

意見

(請願の継続審査について)

名取委員 継続審査案件については、所管事項中心ということになっているかと思います。

ただ、先ほど請願については、継続審査が繰り返されている経過もありますので、閉会中審査の中にも請願を含めていただく必要があるかと思えます。

別記載にすることも必要だと思えますが、北富士演習場対策についてという項目の中で、先ほどの空中給油について、継続審査の請願についても検討していくということも含めて、この請願についても継続審査の扱いとすることを求めたいと思えます。

向山委員長 継続審査案件の中に請願の部分も内容も含めてということで、先ほど名取委員からありました部分についても、北富士演習場対策についてという中で、複合的に議論を続けていくということで承知いただければと思えますので、よろしくお願ひします。

その他

- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件は、配付資料のとおり決定された。
- ・ 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を1月中旬から2月上旬に実施することとし、詳細については、後日通知することとした。
- ・ 本委員会が11月10日に実施した県内調査及び意見交換会については、議長宛報告書を提出した旨が報告された。

以 上

総務委員長 向山 憲稔